

令和 6 年 度

鹿 児 島 県 公 立 高 等 学 校
入 学 者 選 拔 実 施 要 綱

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会

目 次

I 全日制・定時制課程の高等学校

〔1〕 募集定員及び選抜の方針	1
〔2〕 一般入学者選抜	1
1 出願資格	1
2 出願	1
3 出願変更	3
4 学区外高等学校入学志願	5
5 高等学校入学志願学区指定	7
6 県外からの志願	8
7 選抜	8
(1) 選抜の方法	8
(2) 選抜の内容	9
(3) 合格者の発表	11
(4) その他	11
8 調査書の作成	11
〔3〕 推薦入学者選抜	13
〔4〕 帰国生徒等の入学者選抜	16
〔5〕 学科併願・くくり募集	18
〔6〕 第二次入学者選抜	19
〔7〕 県外の高等学校への志願	22
〔8〕 その他	22

II 単位制における全日制・定時制・通信制課程の高等学校（開陽高等学校）

〔1〕 全日制課程	23
1 選抜の種類及び募集枠	23
2 出願資格	23
3 出願	24
4 県外からの出願	24
5 選抜	25
6 検査会場等における感染症対策について	25
7 選抜結果の発表	25
8 その他	25
〔2〕 定時制課程	26
1 選抜の種類及び募集枠	26
2 出願資格	26

3	出願	27
4	県外からの出願	27
5	選抜	27
6	検査会場等における感染症対策について	28
7	選抜結果の発表	28
8	定時制課程における特例措置	28
9	その他	28
[3]	通信制課程	29
1	募集定員及び出願資格等	29
2	出願	29
3	県外からの出願	29
4	選抜	29
5	結果の通知	29
6	その他	29
[4]	その他	29

Ⅲ 連携型中高一貫教育校（喜界高等学校及び与論高等学校）

[1]	連携型中高一貫教育に係る選抜	30
[2]	連携型中高一貫教育に係る選抜以外の入学者選抜	32
[3]	その他	32

Ⅳ 併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）

[1]	募集定員及び出願資格	33
[2]	出願	33
[3]	選抜	34
[4]	その他	37

Ⅴ 併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）

[1]	募集枠及び出願資格	38
[2]	出願及び出願変更	38
[3]	「学区外高等学校入学志願許可申請」の手続	38
[4]	「高等学校入学志願学区指定申請」の手続	38
[5]	県外からの志願	38
[6]	保護者の転勤に伴う入学志願の特例	38
[7]	選抜	38
[8]	推薦入学者選抜	38

[9] 帰国生徒等の入学者選抜	38
[10] 第二次入学者選抜	38
[11] その他	38

《その他》

令和6年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査における 検査結果の情報提供について	39
（別表1-1）各教科の評価の観点	40
（別表1-2）各教科の評価の観点	41
（様式1～24）	42～72

※ 各種様式については、氏名を自署とし、押印は求めないこととしています。なお、校長、教育長などの証明、所見、確認等に関する欄の職印の押捺も省略して差し支えありません（各団体の文書規程等に拠ってください）。

付 令和6年度公立高等学校生徒募集定員	73
鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	80
鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	83
鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	85
指宿市立指宿商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	86
出水市立出水商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	86
霧島市立国分中央高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	86
令和6年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施校	87
入学者選抜に関する報告（通知）要領	89

令和6年度公立高等学校入学者選抜関係日程（表紙見返し）

I 全日制・定時制課程の高等学校

〔1〕募集定員及び選抜の方針

1 募集定員

鹿児島県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者募集定員は、「令和6年度公立高等学校生徒募集定員」（73～79ページ）のとおりとする。

2 選抜の方針

選抜は、高等学校の目的に照らし、各高等学校・学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること。

〔2〕一般入学者選抜

1 出願資格

出願資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和6年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

2 出願

(1) 出願期間

令和6年2月6日（火）から2月13日（火）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 一般入学者選抜に係る出願

出願は、1人1校1学科に限る。ただし、学科併願による募集を行う高等学校においては、複数の学科に出願することができる。

(3) 全日制普通科への出願

ア 高等学校に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）のうち、全日制普通科への入学志願者は、保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区（以下「所属学区」という。）内の全日制普通科に志願するものとする（満18歳以上で高等学校へ入学を志願する者（以下「成人入学志願者」という。）については、自身の住所地の属する学区の全日制普通学科に志願するものとする）。ただし、次の(㍿)又は(㍿)の場合は、それぞれに定める学区内の全日制普通科に志願することができる。

(㍿) やむを得ない理由等により所属学区外の高等学校（イ及びウの高等学校を除く。）への入学を志願する場合 4に規定する学区外高等学校入学志願の許可を受けた学区（5ページ参照）

(㍿) 出身中学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる場合 5に規定する高等学校入学志願学区指定の申請を行い、指定を受けた学区（7ページ参照）

イ アの規定にかかわらず、次の高等学校の普通科への入学志願者は、所属学区に関係なく、該当する高等学校に志願することができる。

(㍿) 募集定員が120人以下の高等学校の普通科

(㍿) 熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科

ウ 一定枠（県教育委員会又は市教育委員会がそれぞれ規則で定める基準の範囲内で、高等学校の長（以下「高等学校長」という。）が定めた当該高等学校の属する学区以外の学区（以下「学区外」という。）から入学できる者の数をいう。以下同じ。）により全日制普通科に志願する者は、入学を志願する高等学校に出願することができる。

(4) 出願手続等

ア 入学志願者は、出願しようとするときは、**入学願書**（志願先高等学校が様式1に基づき作成したもの）を、在学している中学校等又は卒業した中学校等の校長（以下「出身中学校長」という。）を経て、入学を志願する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）に提出しなければならない。

イ アの入学願書には、次に掲げる書類等をそれぞれ定める箇所に貼付しなければならない。ただし、市立高等学校の入学検定料の納入については、当該高等学校を所管する市教育委員会（以下「当該市教育委員会」という。）の定めるところによる。

㊦ 入学検定料として、次に定める入学検定料分の鹿児島県の収入証紙 右上肩に貼付

a 県立高等学校の全日制の課程の場合 2,200円

b 県立高等学校の定時制の課程の場合 950円

※ 県立高等学校への入学志願者で東日本大震災又は熊本地震の被災地域の者は、a及びbに規定する入学検定料を免除する。

(イ) (3)ア㊦又は(イ)に規定する許可又は指定を受けている場合、その「許可証明書」又は「指定証明書」を裏面に貼付

ウ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上志願者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

(5) 入学願書等の提出

ア 出身中学校長は、2(1)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

㊦ **入学願書**（(4)アで提出を受けたもの）

(イ) **一般入学者選拔出願者総括表**（様式2-1）

(ウ) **調査書**（様式4-1又は4-2）

イ ア(ウ)については、8に基づき作成するものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を当該志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、2(1)に規定する出願期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校等にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立楠隼中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、**一般入学者選拔出願者総括表**（様式2-1）を提出するものとする。

(6) 入学願書の受付及び報告

ア 高等学校長は、(5)ア㊦の入学願書の提出があつた場合は、その記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか、特に、全日制普通科においては、保護者（成人入学志願者については本人）の住所地が当該高等学校の属する学区内であるかどうかを確かめた上で受付を行うものとする。

イ 高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、**学力検査受検票**（以下「受検票」という。）を出身中学校長を経て、入学志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、自校の学力検査出願者数（〔3〕、〔4〕1、及びⅢ〔1〕の選抜に係る人数は含まない。）を別途指示する方法により令和6年2月13日（火）午後1時まで、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

(7) 定時制課程における特例措置

ア 高等学校の定時制課程への入学志願者のうち、満20歳以上（令和6年4月1日現在）の入学志願者は、7(2)イの学力検査に代えて、7(2)エの作文により選抜を受けることができる。

イ アに規定する措置を受けようとする入学志願者は、(4)アの入学願書を提出する際に**定時制課程特例措置適用申請書**（様式17）を併せて提出しなければならない。

3 出願変更

(1) 出願変更期間

令和6年2月15日（木）から2月21日（水）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 出願変更の手続等

ア 出願後に、志願先高等学校の変更（以下「出願変更」という。）を希望する入学志願者は、次の要件のいずれにも該当する場合に、出身中学校長及び志願先高等学校長の承認を得て、出願変更をすることができる。

(ア) 2(1)に規定する出願期間内に出願していること。

(イ) 既に出願変更を行った者でないこと（同一校内の学科変更を含む。）。

(ウ) 一定枠内の学区外入学志願（2(3)ウの規定による出願をいう。以下同じ。）に出願変更を希望する場合は、変更前の出願が、一定枠内の学区外入学志願であること。

イ 出願変更を希望する者は、**入学志願変更願**（様式3）を出身中学校長を経て、新たに志願する高等学校の長（以下「変更先高等学校長」という。）に提出することで出願変更を行うことができる。

ウ 出願変更に当たっては、入学検定料の納入は必要としないものとする。ただし、次のいずれかに該当する出願変更の場合、それぞれに定める金額分の鹿児島県の収入証紙を**入学願書**に貼付しなければならない。

(ア) 県立高等学校の定時制から県立高等学校の全日制への出願変更の場合 不足額相当分

(イ) 推薦入学者選抜、帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者が異なる高等学校へ行う出願変更の場合 2(4)イ(ア)に定める金額分

(ウ) 県立高等学校の定時制から市立高等学校への出願変更の場合 当該市教育委員会の定める額相当分

※ (ウ)に係る入学検定料については、当該市教育委員会の定める方法により納入すること。

エ 県立高等学校の全日制又は市立高等学校から県立高等学校の定時制への出願変更により生じた入学検定料の差額については、返還しないものとする。

オ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上記の入学志願者で、出願変更を行う者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、変更先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、2(4)ウ注意書きの例による。

(3) 入学志願変更願等の提出

ア 出身中学校長は、出願変更の希望があった場合、出願変更を希望する者の**入学志願変更願**及び交付を受けた**受検票**を、先に志願した高等学校の長（以下「変更前高等学校長」という。）に提出するものとする。

イ 変更前高等学校長は、出身中学校長から提出された入学志願変更願が適正であることを確認の上、受理証明（所定の欄へ記入及び校長が署名することをいう。以下同じ。）を行い、その写しを保管し、原本を出身中学校長に返却するものとする。

ウ 変更前高等学校長は、受検票を回収し、回収した受検票は入学願書とともに「無効」と朱書きの上、保管するものとする。ただし、次に掲げる入学志願者からの出願変更の場合は、それぞれ次に定める処理を行うものとする。

(㉞) 推薦入学者選抜で不合格になった者 入学志願変更願の左上に「推薦」と朱書きし、原本を返却

(㉟) 帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者 入学志願変更願の左上に「帰国生徒等」と朱書きし、原本を返却

(㊀) 2(3)ア(㉞)の許可又は(㉟)の指定を受けて出願した者 入学志願変更願に入学願書の裏面に貼付されている「許可証明書」又は「指定証明書」の写しを添えて返却

エ 出身中学校長は、次に定める書類を変更先高等学校長に提出するものとする。

(㉠) 受理証明済の入学志願変更願

(㉡) 変更先高等学校の入学願書（「許可証明書」又は「指定証明書」の写しがある場合、裏面にその写しを貼付したもの）

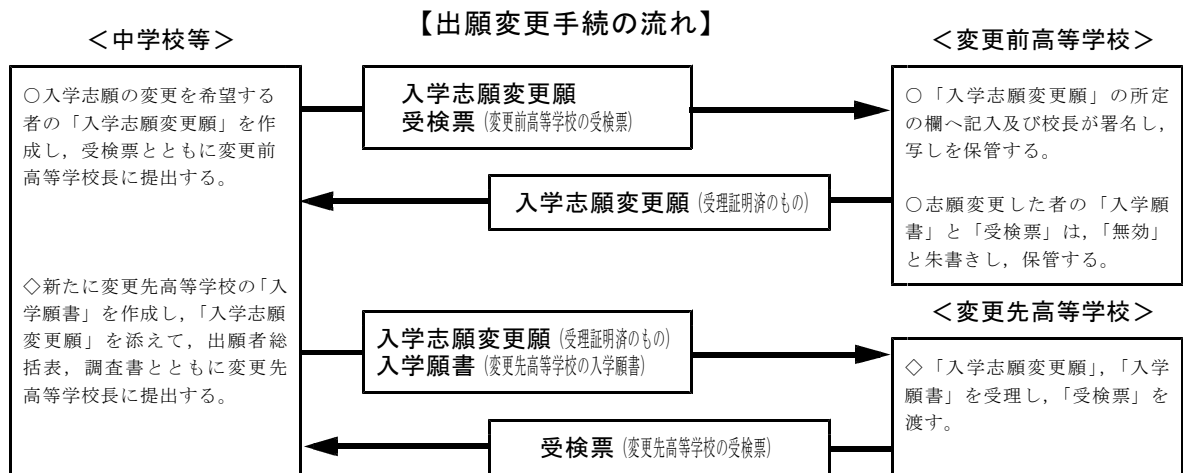
(㉢) 出願変更後の一般入学者選拔出願者総括表（様式2-1）

(㉣) 調査書（様式4-1又は4-2）

※ 第2志望以下の加除修正による出願変更の場合は、(㉞)及び(㉟)のみの提出とすることができる。

オ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、エの入学志願変更願等の提出に併せてその旨を変更先高等学校長に申し出るものとする。

カ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、3(1)に規定する出願変更期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校等にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立楠隼中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、出願変更後の一般入学者選拔出願者総括表（様式2-1）を提出するものとする。



(4) 出願変更による入学願書の受付及び報告

- ア 変更先高等学校長は、出願変更による入学願書の提出があった場合は、次の点に留意して受付を行うものとする。
- ㊦ 入学願書の記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか、特に、全日制普通科においては、保護者（成人入学志願者については本人）の住所地が当該高等学校の属する学区内であるかどうかを確かめること。
- ㊧ 推薦入学者選抜又は帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者が異なる高等学校へ行う出願変更の場合、入学検定料として必要な金額分が、所定の方法により納入されていること。
- イ 変更先高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、**受検票**を出身中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。
- ウ 高等学校長は、出願変更後の自校の学力検査最終出願者数（〔3〕、〔4〕1及びⅢ〔1〕の選抜に係る人数は含まない。）を別途指示する方法により令和6年2月21日（水）午後1時までに、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

4 学区外高等学校入学志願

(1) 学区外高等学校入学志願の許可

2(3)ア㊦の規定により所属学区外の高等学校の全日制普通科（募集定員が120人以下の高等学校の普通科並びに熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科を除く。以下同じ。）への志願をしようとする者は、その志願先高等学校が県立高等学校の場合は県教育委員会の、市立高等学校の場合は当該市教育委員会の許可を受けなければならない。

(2) 許可申請手続等

- ア (1)の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、**学区外高等学校入学志願許可申請書**（様式6-1、6-2又は6-3）及び次に掲げる書類を、出身中学校長を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出しなければならない。
- ㊦ 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は省略可、マイナンバー不要）
- ㊧ 所属学区外の高等学校を志願する理由を証明する書類
- (例) a 身体的理由による者の場合
- ・ 医師の診断書 等
- b 通学が著しく困難であるという理由による者の場合
- ・ 市町村内における保護者の住所地の位置を示す略図
 - ・ 所属学区内の高等学校及び志願先高等学校への通学距離、通学方法、所要時間、通学費などを記載した書類 等
- c 学費関係の理由による者の場合
- ・ 保護者による学費支弁が困難であることを示す公的書類 等
- d 保護者の転勤予定等の理由による者の場合
- ・ 所属長の証明書その他保護者の転住予定を証明する書類 等
- e その他の理由による者の場合
- ・ その理由を証明する公的書類又は県教育委員会若しくは当該市教育委員会が必要と認める書類
- ㊨ 入学後、保護者の元から通学しない場合、次の書類
- a 本人と身元引受人との続柄又は関係を示す公的書類
- b 身元引受人の住民票の写し又は居住証明書

イ 許可申請者から、申請書類の提出を受けた出身中学校長は、次の表の経由機関を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出するものとする。

志願先高等学校	出身中学校	経由機関		提出先
県立高等学校 全日制普通科	国・私立中学校長及び 県立楠集中学校長	—		県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
	鹿児島市教育委員会 管内の出身中学校長	鹿児島市教育委員会教育長		県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
	上記以外の出身中学校長	市町村教育委員会 教育長	所属する地区の 教育事務所長	県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
市立高等学校 全日制普通科	国・私立中学校長及び 県立楠集中学校長	—		当該市教育委員会教育長
	上記以外の出身中学校長	市町村教育委員会教育長		当該市教育委員会教育長

※ 出身中学校長及び経由機関の長は、学区外高等学校入学志願許可申請書に、それぞれ所見を記入した上で、提出先（県立高等学校全日制普通科の部の市町村教育委員会教育長にあつては、所属する地区の教育事務所長）に提出すること。

ウ イの経由機関及び提出先への提出期限は次の表のとおりとする。

経由機関又は提出先	提出期限
市町村教育委員会教育長	令和5年12月8日（金）（必着）
教育事務所長	令和5年12月14日（木）（必着）
県教育委員会（県教育庁高校教育課長）	令和6年1月5日（金）正午（必着）
※（ ）は、国・私立中学校長及び県立楠集中学校長の提出期限	（令和5年12月8日（金）（必着））
当該市教育委員会教育長	令和6年1月5日（金）正午（必着）
※（ ）は、国・私立中学校長及び県立楠集中学校長の提出期限	（令和5年12月8日（金）（必着））

(3) 結果の通知

申請の結果については、許可申請者宛て郵送にて通知するものとする。

※ 許可申請者は(2)アの書類を提出する際に、返信用の定形封筒（長形3号12cm×23.5cm。書留速達料金及び郵送料金として824円分の切手を貼付し、郵便番号及び宛名を明記のこと。）を同封すること。

(4) 注意事項

申請に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 申請書類に不備のあるものは受理しないので、十分に確認を行うこと。

イ 申請内容に虚偽の記載があることが判明したときは、許可を取り消すことがあること。

(5) 保護者の転勤に伴う特例

ア 保護者の転勤のため、やむを得ず(2)ウに定める期限を過ぎてから学区外高等学校入学志願の許可を受ける必要が生じた者は、次の提出書類を提出期限までに提出することで、県教育委員会又は当該市教育委員会の許可を受けることができるものとする。

(ケ) 提出書類

- a 保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書（様式8）
- b 学区外高等学校入学志願許可申請書（様式6-1, 6-2又は6-3）
- c 所属長による転勤（予定）証明書
- d 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は、省略可）

(イ) 提出期限

令和6年1月31日（水）正午（必着）まで

イ アにより許可申請をする場合の経由機関は、(2)イのとおりとする。

5 高等学校入学志願学区指定

(1) 高等学校入学志願学区指定

高等学校の全日制普通科への入学志願者で、2(3)ア(イ)の要件に該当する者は、県教育委員会又は市教育委員会から志願する学区の指定を受けなければならない。

(2) 学区指定申請手続

ア (1)の指定を受けようとする者は、**高等学校入学志願学区指定申請書**（様式7-1, 7-2又は7-3）及び次に掲げる書類を、出身中学校長を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出しなければならない。

(ケ) 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は、省略可、マイナンバー不要）

(イ) 出身中学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる理由を証明する書類

(例) a 身体的理由による者の場合

- ・ 医師の診断書 等

b 通学が著しく困難であるという理由による者の場合

- ・ 市町村内における保護者の住所地の位置を示す略図
- ・ 所属学区内の高等学校及び志願先高等学校への通学距離、通学方法、所要時間、通学費などを記載した書類 等

c その他の理由による者の場合

- ・ その理由を証明する公的書類又は県教育委員会若しくは当該市教育委員会が必要と認める書類

(ウ) 入学後、保護者の元から通学しない場合、次の書類

- a 本人と身元引受人との続柄又は関係を示す公的書類
- b 身元引受人の住民票の写し又は居住証明書

イ 高等学校入学志願学区指定の申請に当たっての経由機関及び提出先並びに提出期限は、4(2)イ及びウの例による。

(3) 結果の通知

申請の結果は、4(3)に規定する方法で通知する。

※ 申請者は、申請書類の提出の際に4(3)注意書きの返信用の定形封筒を同封すること。

(4) 注意事項

高等学校入学志願学区指定の申請に当たっての注意事項は、4(4)の例による。この場合において「許可」とあるのは、「指定」と読み替えるものとする。

6 県外からの志願

(1) 県外からの出願手続等

ア 県外からの入学志願者の出願及び出願変更は、**2**及び**3**の規定を準用する。この場合において、県外からの入学志願者は、**2**(5)に定めるもののほか、**県外公立高等学校志願についての証明書**(様式19)を出願時に提出しなければならない。ただし、様式19に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

イ 県外からの入学志願者で、高等学校の全日制普通科への志願及び一定校内の学区外入学志願を希望する者は、**4**に規定するところにより、学区外高等学校入学志願の許可を受けなければならない。

許可を受けるに当たっては、**4**(2)アに規定する提出書類を**令和6年1月5日(金)正午(必着)**までに、出身中学校長を経て、次の表の提出先に提出するものとする。

※ 保護者の転勤に伴いやむを得ずこの期限を過ぎてから手続が必要となった場合は、**4**(5)の例により、申請することができる。

志願する高等学校	申請書類の提出先
県立高等学校	鹿児島県教育庁高校教育課長 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-5291
鹿児島玉龍高等学校	鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課長 〒892-0816 鹿児島市山下町6番1号 電話 099-227-1941
鹿屋市立鹿屋女子高等学校	鹿屋市教育委員会事務局学校教育課長 〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 電話 0994-31-1137

(2) 入学願書の請求

入学願書は、志願先高等学校長に直接請求するものとする。なお、請求に関し、返信用封筒の大きさ、送料等については、当該志願先高等学校の指示に従うものとする。

7 選抜

(1) 選抜の方法

ア 高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 一般入学者選抜は、**調査書**の「学習の記録」の換算点と国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について行う学力検査の成績との相関、**調査書**の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、生徒から提出があった場合は、**自己申告書**その他各高等学校が実施するものを総合的に勘案して実施するものとする。

ただし、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。

ウ 高等学校長は、一般入学者選抜に当たり、次のものを実施する場合は、それぞれに定める手続を行わなければならない。

(ア) 面接：別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出る。

(イ) 学力検査における傾斜配点の導入：別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出る。

(ウ) 健康診断：令和5年12月1日(金)までに健康診断実施申請書(様式9)を県教育委員会教育長に提出し、その承認を受ける。

※ (ウ)の健康診断は、特定の学科又は小学科において、上記の承認を得た上で、特に精密な検査を必要とする項目に限り、学力検査後に実施できるものとし、それ以外を行うことはできない。

エ 高等学校長は、一般入学者選抜を実施するに当たっては、次に掲げる事項に注意するものとする。

(ア) 全日制普通科への入学志願者の一般入学者選抜に当たっては、一定枠の学区外入学志願による入学許可数を除き、2(3)のいずれの入学志願者においても同様に取り扱うこと。

(イ) 中学校長から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者について申出があった場合は、受検者の人権に十分配慮し、学力検査の実施の際に当該受検者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講ずること。

(ウ) 検査会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの地域や検査会場、検査方法に見合った形で講ずること。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めること。

(2) 選抜の内容

ア 調査書の「学習の記録」の点数換算

調査書の「学習の記録」は、第3学年の記録を次のとおり点数に換算して選抜に用いる。

(ア) 学力検査を行う5教科：それぞれ10点満点

(イ) 学力検査を行わない必修の4教科（音楽、美術、保健体育及び技術・家庭）：それぞれ100点満点

イ 学力検査

(ア) 出題の方針

学力検査問題は、現在の中学校第3学年の生徒が使用してきた教科書を参考に、中学校の第3学年までに学習した内容のうち、主として基礎的・基本的な事項及び思考力・判断力・表現力などを検査できるものを出题するものとする。

(イ) 学力検査問題作成

学力検査問題は、鹿児島県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施方法

学力検査は、次により県下一斉に行う。

a 教科	国語，社会，数学，理科，英語
b 期日・日程	3月5日（火） 9：20 集合 10：00～10：50 (50分間) 国語 11：10～12：00 (50分間) 理科 13：00～13：50 (50分間) 英語 (聞き取りテスト12分間程度を含む。)
	3月6日（水） 9：20 集合 9：40～10：30 (50分間) 社会 10：50～11：40 (50分間) 数学

c 検査場 志願先高等学校

d 配点 各教科それぞれ90点満点：合計450点満点

※ 傾斜配点を導入する学校については、(イ)に定める方法により配点

e 検査及び採点処理 志願先高等学校において実施

(イ) 傾斜配点

傾斜配点を実施する学校においては、次に掲げる教科について、(イ)dに示した満点を、2倍を上回らない範囲で増やすことができる。

- a 全学科において、出願時に入学志願者が申し出た教科
 - b 専門教育を主とする学科において、学科の特性を考慮して学校が独自に特定する教科
 - c 専門教育を主とする学科において、bの教科及び出願時に入学志願者が申し出た教科
- ※ 傾斜配点を行える教科数は、上記のいずれの場合においても2教科を上限とし、aの規定による申出には**傾斜配点教科申告書**（当該高等学校長が様式16に基づき作成したもの）を用いることとし、そのほか傾斜配点の導入に当たり必要な事項は、当該高等学校長が定める。

(f) 受検上の注意事項

受検者は、学力検査を受ける際は次に掲げる事項に注意することとする。

- a 検査問題1冊と解答用紙1枚が配布されていることを確認すること。
- b 受検番号は、検査問題及び解答用紙の両方に記入すること。
- c 印刷不鮮明などについて質問がある場合は、無言で手を挙げること。
- d 番号や記号で解答するようになっているものは、必ず指定の方法で解答すること。
- e 数を限定して解答を求められている場合、指定された数より多く解答したものは、減点されることがあるため、注意すること。
- f 検査中は、声を出さないこと。
- g 不正行為は絶対に行わないこと。
- h 遅刻した者は、直ちに高等学校長に届け出て指示を受けること。
- i 検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。
鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス
※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。
- j 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）は絶対に検査場へ持ち込まないこと。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。
- k このほか志願先高等学校の「受検上の心得」によく注意すること。

ウ 面接

(f) 実施計画等

- a 面接を実施する高等学校長は、面接の具体的な実施計画を定め、面接の公正・円滑な実施を期さなければならない。
- b 質問事項、評価項目及び方法等については、各高等学校で定める面接の方針に沿って、十分検討して決定するものとする。
- c 面接の実施に当たっては、入学志願者の人権に十分配慮しなければならない。
- d 面接の結果は、選抜の一資料として用いることができるものとする。

(g) 実施方法

面接を実施する場合は、次により行う。

- a 対象：実施学科の入学志願者全員
- b 期日：学力検査2日目の学力検査終了後
- c 方法：個人面接又は集団面接

エ 作文

(ア) 対象

2(7)の特例措置を受ける入学志願者（学力検査に代わるものとして実施）

(イ) 検査時間その他詳細

志願先高等学校の定めるところによる。

(3) 合格者の発表

令和6年3月13日（水）午前11時以後，各高等学校において受検番号で発表する。

(4) その他

ここに定めるもののほか，必要な事項は各高等学校において定めるものとする。

8 調査書の作成

志願先高等学校へ提出する調査書は，次のア及びイにより作成するものとする。なお，令和3年3月以前の既卒者は，様式4-2を用いるものとする。

(1) 全般的事項

ア 出身中学校長は，自身を委員長とする作成委員会を構成し，公正を期して，調査書を作成するものとする。

イ 調査書の内容は，令和5年12月31日現在で作成する。ただし，証明欄の期日は記載日とする。

ウ 調査書作成に当たっては，中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）を基にして記入する。

エ 過年度卒業者の調査書作成に当たっては，指導要録に記載してある記録を記入する。ただし，旧指導要録に該当欄のない事項は，記入不要とする。また，旧指導要録と区分が異なるときは，区分を訂正して記入するものとする。

なお，過年度卒業者の調査書は，第3学年の「学習の記録」の評定を朱書きで記入する。

オ 高等学校退学者の調査書作成は出身中学校で行い，旧在籍高等学校の在学中の記録を添付する。

なお，旧在籍高等学校在学中の記録は旧在籍高等学校で作成し，出身中学校長に送付することとし，その内容は退学年月日，退学理由，在学中の出席状況，行動及び学習の記録等とする。

カ やむを得ない事情によって，所定の調査書を提出できない者がいる場合，その理由を付して，調査書に代わる資料を提出することとする。

(2) 作成方法

㊤ 学習の記録

ア 「観点別学習状況」欄

別表1-1の(1)から(3)（別表1-2の(1)から(4)（国語にあつては(1)から(5)））について，第3学年における各教科の目標の観点ごとの実現の状況を判断の上，次の評価基準により記入する。

「A」：「十分満足できる」

「B」：「おおむね満足できる」

「C」：「努力を要する」

イ 「評定」欄

(ア) 第1学年・第2学年 各教科5段階とし，指導要録に記載してあるものを記入する。

(イ) 第3学年 各教科5段階で記入する。

ウ 「選択教科」欄

指導要録に記載される方法で評定を記入する。

エ 「総合的な学習の時間の記録」欄

指導要録の記載に基づき、学年ごとに学習活動と評価について簡潔な文章で記入する。

② 行動の記録

主に第3学年について、項目ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合には、欄内に○印を記入する。

③ 出欠の記録

第1学年・第2学年については、指導要録に記載してあるものを記入し、第3学年については**令和5年12月31日現在**で記入する。

④ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

指導要録等の記載に基づき、以下のような事項などを記入する。

ア 各教科や「総合的な学習の時間」の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

エ 進路指導に関する事項

オ 健康の状況に関して、受検上配慮すべき事項

カ 生徒の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動など指導上参考となる諸事項

キ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

〔3〕推薦入学者選抜

1 実施する学校及び学科

- (1) 推薦入学者選抜は、全ての学校・学科において実施することができる。
- (2) 推薦入学者選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

2 推薦入学者の募集定員

各学科における推薦募集定員（〔1〕1に規定する募集定員のうち、推薦入学者選抜により入学する者の定員をいう。以下同じ。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 専門教育を主とする学科

原則として当該小学科の募集定員の100分の30以内とし、各高等学校において定める。

(2) 普通科

ア 原則として募集定員の100分の10以内とし、各高等学校において定める。

イ 推薦入学者選抜における一定枠は、各高等学校において定めた一定枠の100分の10程度とする。ただし、学区内の推薦入学者選抜の受検者数（〔2〕4の許可及び〔2〕5の指定を受けて受検する者を含む。）が、アの規定により高等学校が定めた数から推薦入学者選抜における一定枠を減じた数に満たない場合は、推薦募集定員から学区内の推薦入学者選抜による受検者数を減じた数で、かつ、各高等学校において定めた一定枠を超えない数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

(3) 総合学科

原則として募集定員の100分の30以内とし、各高等学校において定める。

3 出願資格及び選考

(1) 出願資格

ア 推薦入学者選抜を志願できる者は、次に掲げるいずれにも該当する者で、在学している中学校等の校長（以下「中学校長」という。）が推薦する者とする。

(ア) 令和6年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

(イ) 当該学科・コース等を志願する動機や理由が適切であると認められる者

(ウ) 当該学科・コース等に入学する意思が確実であると認められる者

(エ) 当該学科・コース等に対する適性及び興味・関心を有する者

(オ) 当該学科・コース等の教育を受けるにふさわしい学業成績である者

(カ) 生徒会活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動等の中のいずれかにおいて優れた資質や実績を有する者又は特定の教科において優れた能力を有する者

イ ア(イ)から(カ)までの事項について、その判断基準は、推薦入学者選抜を実施する高等学校の長が定めるものとする。

ウ IVの入学者選抜に出願した者は、推薦入学者選抜に出願することはできないものとする。

(2) 推薦該当者の選考

中学校長は、(1)アの推薦する者の選考に当たっては、選考の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする推薦該当者選考委員会を構成し、選考を行うものとする。

4 出願

(1) 出願期間

令和6年1月19日（金）から1月25日（木）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 推薦入学者選抜に係る出願

出願は、1人1校1学科（コース等）に限る。

(3) 出願手続等

ア 推薦入学者選抜により入学を志願する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、**推薦入学願書**（志願先高等学校が様式1に基づき作成したもので、左上肩に**推薦**と朱書きされたもの。）を、中学校長を経て、推薦入学者選抜を実施する志願先高等学校長に提出しなければならない。

イ アの推薦入学願書には、〔2〕2(4)イに規定する書類等を貼付しなければならない。

ウ 特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上**の推薦入学志願者は、自己申告書**（様式20）を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、〔2〕2(4)ウ注意書きの例による。

(4) 推薦入学願書等の提出

ア 中学校長は、4(1)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

(ア) **推薦入学願書**（(3)アで提出を受けたもの）

(イ) **推薦入学者選抜出願者総括表**（様式2-2）

(ウ) **推薦書**（様式10）

(エ) **調査書**（様式4-1）

イ ア(ア)については、〔2〕8に基づき作成するものとする。

ウ 中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、アの書類の提出に併せて、その旨を志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 中学校長は、4(1)に規定する出願期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校にあっては鹿児島市教育委員会教育長、県立楠隼中学校にあっては県教育庁高校教育課長）に**推薦入学者選抜出願者総括表**（様式2-2）を提出するものとする。

(5) 推薦入学願書の受付及び報告

ア 実施校の長は、(4)ア(ア)の推薦入学願書の提出があった場合は、〔2〕2(6)アの例により、受付を行うものとする。

イ 実施校の長は、推薦入学願書を受け付けた場合は、**推薦入学者選抜受検票**を中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。

ウ 実施校の長は、自校の推薦入学者選抜出願者数を別途指定する方法により**令和6年1月25日（木）午後1時まで**に、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

5 選抜

(1) 選抜の方法

ア 実施校の長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする推薦入学者選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 推薦入学者選抜は、入学者選抜学力検査を行わず、中学校長の推薦書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接等の結果を総合して行うものとする。

調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また、指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。また、中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行事等に入学志願者が参加できなかったことのみをもつて不利益を被ることがないように出願資格を適切に設定するとともに、中学校3年間の活動状況（参加することのできた行事等の実績・成績を含む。）や意欲、努力の過程等を、面接や調査書・推薦書等によって総合的に評価すること。

ウ 実施校の長は、推薦入学者選抜に当たり、健康診断を実施する場合は、〔2〕7(1)ウ(ウ)の承認を受けなければならない。

エ 実施校の長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

(2) 選抜の内容

推薦入学者選抜における面接は、〔2〕7(2)ウ(ウ)の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法を定め、次のとおり行う。

ア 対象：推薦入学志願者全員

イ 期日：令和6年2月2日（金）

ウ 場所：志願先高等学校

6 選抜結果の通知及び発表等

(1) 結果の通知及び報告

ア 実施校の長は、推薦入学者選抜の結果について、中学校長に対し、令和6年2月8日（木）に電話により連絡するとともに、**推薦入学者選抜結果通知書**（様式11）及び**推薦入学許可予定通知書**（様式12）を送付するものとし（メールでも可とする。ただし、誤送信等のないよう、各中学校長との連絡を十分にとる。）、推薦入学志願者への結果の通知は、中学校長から行うものとする。

イ 実施校の長は、推薦入学者選抜の結果について、県教育庁高校教育課長に、令和6年2月8日（木）に別途指定する方法により報告し、後日、**推薦入学者選抜結果報告書**（様式13）を提出するものとする。

(2) 結果の通知後の手続等

ア 推薦入学許可予定者として決定を受けた者（以下「推薦入学許可予定者」という。）は、令和6年2月13日（火）正午までに、**入学確約書**（様式14）を当該高等学校長宛て提出しなければならない。

イ 推薦入学許可予定者は、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。

ウ 推薦入学選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続により出願することができる。

(ウ) 推薦入学者選抜を受検した高等学校の同一の学科へ志願する場合

推薦入学者選抜受検票を、〔2〕2(1)に規定する出願期間内に当該高等学校長に提出し、改めて受検票の交付を受ける。

(イ) 推薦入学者選抜を受検した高等学校の受検した学科以外の学科へ志願する場合

(ウ)の手続を行った上で、〔2〕3の出願変更の手続を行う。

(ウ) 推薦入学者選抜を受検した高等学校と異なる高等学校への入学を志願する場合

(ウ)の手続を行った上で、〔2〕3の出願変更の手続を行う。

(3) 合格者の発表

推薦入学者選抜の合格発表は、高等学校入学者選抜における合格者として、令和6年3月13日（水）午前11時以後、各高等学校において受検番号で発表する。

7 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

〔４〕帰国生徒等の入学者選抜

１ 帰国生徒等特別入学者選抜

(1) 実施する学校及び学科

ア 学校・学科の特色等を生かし、帰国生徒及び外国人生徒（以下「帰国生徒等」という。）の積極的な受入れを行う学校・学科においては、帰国生徒等特別入学者選抜を実施することができる。

イ 帰国生徒等特別入学者選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) 募集定員

帰国生徒等特別入学者選抜の募集定員は、〔１〕１の募集定員のうち若干名とする。

(3) 出願資格

帰国生徒等特別入学者選抜の出願資格を有する者は、〔２〕１の出願資格を有する者で、次に掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

ア 原則として、外国における在学期間が継続して３年以上で、帰国又は来日後３年以内の者

イ 保護者が県内に居住している若しくは令和６年４月８日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

(4) 出願

ア 出願期間

令和６年１月１９日（金）から１月２５日（木）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時３０分から午後４時３０分まで

イ 出願手続等

(㉞) 帰国生徒等特別入学者選抜により入学を志願する者（以下「帰国生徒等特別入学志願者」という。）は帰国生徒等入学願書（志願先高等学校が様式１に基づき作成したもので、左上肩に「帰国生徒等」と朱書きされたもの）を、出身中学校長を経て、帰国生徒等特別入学者選抜を実施する志願先高等学校長に提出しなければならない。

(㉟) (㉞)の帰国生徒等入学願書には、〔２〕２(4)イに規定する書類等を貼付しなければならない。

(㊱) 出身中学校長は、(4)アに規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

a 帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書（様式15。以下「適用申請書」という。）

b 帰国生徒等入学願書（イ(㉞)で提出を受けたもの）

c 調査書（様式４－１又は４－２）

d 帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表（様式２－２）

※ a について、日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。

※ 最終学年が外国における現地校の場合、c については、成績証明書又はこれに代わるものとすることができる。

(㊲) 〔３〕４(2)、〔３〕４(3)ウ、〔３〕４(4)イからエまで及び〔３〕４(5)の規定は、帰国生徒等特別入学者選抜について準用する。この場合、「推薦」とあるのは「帰国生徒等特別」（〔３〕４(5)見出し及びア、イにおいては、「帰国生徒等」と読み替える。

(5) 選抜

ア 選抜の方法

- (ア) 帰国生徒等特別入学者選抜を実施する高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする帰国生徒等特別入学者選抜委員会を構成し、選抜を実施する。
- (イ) 帰国生徒等特別入学者選抜は、入学者選抜学力検査を行わず、調査書、面接、作文等を総合的に勘案して実施するものとする。ただし、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。
- (ウ) 実施校の長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

イ 選抜の内容

帰国生徒等特別入学者選抜における面接は、〔2〕7(2)ウ(ア)の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法等を定め、次のとおり行う。

- (ア) 対象：帰国生徒等特別入学志願者全員
- (イ) 期日：令和6年2月2日（金）
- (ウ) 場所：志願先高等学校

(6) 選抜結果の通知及び発表等

〔3〕6の規定を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「帰国生徒等特別」と読み替えるものとする。

(7) その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

2 学力検査における帰国生徒等の特例措置

(1) 特例措置の概要

〔2〕7の一般入学者選抜を受検する帰国生徒等が、次のいずれかに該当する者である場合で、志願先高等学校長が必要と認めるときは、〔2〕7(2)イの学力検査の際に特例措置を受けることができる。

ア 中国引揚者等生徒で、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者

イ 海外勤務者帰国生徒で、海外の日本人学校又は補習授業校のない地に引き続き3年以上在留し、かつ、令和4年4月1日以降に帰国した者

ウ 外国籍を有する者の子で、中学校等又はこれに準ずる学校に編入学した者

(2) 申請手続等

ア (1)の特例措置を受ける場合の手続は、次のとおりとする。

- (ア) 出身中学校長は、原則、(1)の特例措置の必要があると認められる帰国生徒等が出願する前に、その志願先高等学校長に、その旨を申し出る。
 - (イ) 志願先高等学校長は、(ア)の申出を受けたときは、適用申請書の提出期日について中学校長に連絡し、出身中学校長は、その期日までに適用申請書を志願先高等学校長に提出する。
 - (ウ) 志願先高等学校長は、出身中学校長から提出を受けた適用申請書により特例措置の適否を審査し、その結果を出身中学校長及び県教育庁高校教育課長に文書（当該志願先高等学校長が定める様式）により通知する。
- イ ア(ア)の帰国生徒等が〔2〕3の出願変更をした場合、志願先高等学校長は、変更先高等学校長に適用申請書を送付するものとする。

(3) 特例措置の内容

特例措置を受けた帰国生徒等の学力検査の実施に当たっては、次のとおりの措置をとるものとする。

ア 学力検査時間の延長

〔2〕7(2)イ(ウ)の日程を、「国語」は25分、それ以外の教科は15分延長する。

特例措置を受けた場合の日程は、次のとおり。

				通常の試験の時間
3月5日(火)	10:00～11:15	(75分間)	国語	<10:00～10:50>
	11:35～12:40	(65分間)	理科	<11:10～12:00>
	13:40～14:45	(65分間)	英語	<13:00～13:50>
			(聞き取りテスト12分間程度を含む。)	
3月6日(水)	9:40～10:45	(65分間)	社会	<9:40～10:30>
	11:05～12:10	(65分間)	数学	<10:50～11:40>

イ 学力検査問題の漢字のふり仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字ふり仮名表を準備する。

(4) 選抜方法

特例措置を受けた帰国生徒等の選抜は、〔2〕7(1)イに規定するもののほか、出身中学校長からの適用申請書の内容に基づく海外在住時及び帰国後の学習や生活の状況等を考慮し、総合的に判定するものとする。

〔5〕学科併願・くくり募集

1 学科併願による募集

(1) 実施する学校及び学科

ア 専門教育を主とする学科のみを有する高等学校、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科を併置する高等学校並びに総合学科を有する高等学校にあつては、学科（専門教育を主とする学科のそれぞれに属する小学科を含む。）間の志願順位を付した併願（以下「学科併願」という。）による募集をすることができる。

イ 学科併願による選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) その他

ア 実施に当たっての必要な事項は、実施校において定めるものとする。

イ 全日制普通科を含む学科併願の場合、志願できる高等学校は、〔2〕2(3)の例による。

2 くくり募集

(1) 実施する学校及び学科

ア 専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、家庭及び水産に関する学科のそれぞれに属する2以上の関連する小学科について、一括して募集（以下「くくり募集」という。）をすることができる。

イ くくり募集による選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) その他

実施に当たっての必要な事項は、実施校において定めるものとする。

〔6〕第二次入学者選抜

1 方針

第一次入学者選抜（〔2〕、〔3〕及び〔4〕並びに連携型及び併設型中高一貫教育校入学者選抜をいう。以下同じ。）で不合格になった入学志願者に対して再度受検機会を与え、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を的確に評価しつつ高等学校で学ぶ意思をもつ者に教育の機会を積極的に提供するとともに、学校の活性化を図る。

2 実施する学校、学科及び募集枠

- (1) 第二次入学者選抜は、第一次入学者選抜の合格者数が〔1〕1の募集定員に満たない学科において実施するものとする。ただし、開陽高等学校においては第二次入学者選抜は実施しない。
- (2) 実施学科及び募集枠は、第一次入学者選抜の合格者発表の当日（3月13日）に県教育委員会が発表する。

3 出願資格等

(1) 出願資格

ア 第二次入学者選抜に出願できる者は、第一次入学者選抜のいずれかの出願資格を有し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校に合格し、入学手続をした者は出願できないものとする。

- ㍿ 高等学校を受検し、合格しなかった者
- ㍿ 高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者
- ㍿ 県外からの保護者の転勤等の理由により、高等学校を志願する者

イ ア㍿の要件に該当する者のうち、〔2〕7の選抜を受検し、合格しなかった者は、同一校の同一学科には出願できないものとする。この場合における「同一学科」は、〔5〕1の規定により学科併願した学科及び〔5〕2に規定するくくり募集の各学科を含むものとする。

ウ 奄美高等学校定時制において、第二次入学者選抜を実施する場合は、就職等の理由により、第一次入学者選抜に出願しなかった者も、第二次入学者選抜に出願できるものとする。

(2) 出願資格確認方法

ア 出身中学校長は、本人等の申出により、出願資格を確認するものとする。

イ (1)アただし書に該当するか否かは、アの申出によるほか、次の方法により確認するものとする。

- ㍿ 私立高等学校から入学手続者名簿の送付があった場合は、その名簿により、本人等の申出の確認をする。私立高等学校から入学手続者名簿の送付がない場合は、本人等の申出に基づいて処理する。
- ㍿ 本人等の申出の内容等が不明又は本人等の申出と入学手続等名簿に食い違いがある場合は、出身中学校長が直接私立高等学校長に電話して確認する。

4 全日制普通科への出願

ア 第二次入学者選抜において、全日制普通科への入学を志願する場合、志願できる高等学校は、〔2〕2(3)の例による。

イ 第一次入学者選抜において、〔2〕2(3)ア㍿及び㍿に規定する許可又は指定を受けて志願した者が、第二次入学者選抜に志願する場合は、その許可又は指定を受けた学区内の高等学校に志願するものとし、改めての申請等は不要とする。

5 出願

(1) 出願期間

令和6年3月18日（月）から3月19日（火）正午（必着）まで

※受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 入学願書の提出

第二次入学者選抜の出願は、1人1校1学科に限る。

(3) 出願手続等

ア 第二次入学者選抜により入学を志願する者は、**入学願書（第二次入学者選抜用）**（志願先高等学校が様式18に基づき作成したもの。以下「第二次入学者選抜入学願書」という。）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長へ提出しなければならない。

イ アの第二次入学者選抜入学願書には、〔2〕2(4)イ(㉔)に規定する入学検定料分の収入証紙を貼付しなければならない。

ウ 第二次入学者選抜を受検する入学志願者で、3(1)ア(イ)又は(ウ)に該当する場合、その具体的内容を記載した意見書（任意の様式）を、アの第二次入学者選抜入学願書に添えて提出するものとする。

エ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上記の入学志願者については、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、〔2〕2(4)ウ注意書きの例による。

(4) 第二次入学者選抜入学願書等の提出

ア 出身中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

(㉔) **第二次入学者選抜入学願書**（(3)アで提出を受けたもの）

(イ) **第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）

(ウ) **調査書**（様式4-1又は4-2）

イ ア(ウ)については、〔2〕8に基づき作成するものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、第二次入学者選抜入学願書等の提出に併せて、その旨を志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、当該中学校が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立楠隼中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、**第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）を(1)に規定する出願期間内に提出するものとする。

(5) 第二次入学者選抜入学願書の受付及び報告

ア 高等学校長は、第二次入学者選抜入学願書の提出があつた場合、〔2〕2(6)アの例により受付を行うものとする。

イ 高等学校長は、第二次入学者選抜入学願書を受け付けた場合は、**第二次入学者選抜受検票**を出身中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、自校の第二次入学者選拔出願者数を別途指定する方法により**令和6年3月19日（火）午後1時まで**に県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

エ 高等学校長は、**第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-4）を3月19日（火）午後4時30分までにFAXで送信し、**令和6年3月21日（木）まで**に郵送等により、(4)アの提出があつた出身中学校長に通知するものとする。

6 選抜

(1) 選抜の方法

ア 第二次入学者選抜を実施する高等学校長は、選抜の公正を期するために、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 第二次入学者選抜は、調査書の記録、当該高等学校で実施する面接及び作文、第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合的に勘案して実施するものとする。ただし、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また、指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。

ウ 第二次入学者選抜を実施する高等学校長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

(2) 選抜の内容

ア 面接及び作文

- ㍿ 対象：入学志願者全員
- ㍿ 期日：令和6年3月21日（木）
- ㍿ 場所：志願先高等学校

イ 健康診断

※ 健康診断は、〔2〕7(1)ウ㍿の承認を受けた学科又は小学科に限り、実施することができる。

(3) 合格者の発表

令和6年3月22日（金）午後2時以後、各高等学校において受検番号で発表する。

7 調査書等の書類による選考

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等への罹患の影響、その他、本人に責任の帰さないやむを得ない事情により3月21日の「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者については、以下の方法で調査書等の書類による選考を可能とする。

- (1) 「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者で「調査書等の書類による選考」を申し出る者は、令和6年3月18日（月）から3月21日（木）正午までに以下の提出書類を出身中学校長に提出するものとする。

（提出書類）

- ・ 第二次入学者選抜に係る申出書（様式24-1）

- (2) 出身中学校長は、「調査書等の書類による選考」の申出があった場合、直ちに以下の提出書類を当該出身高等学校長に提出するものとする。

（提出書類）

- ア 第二次入学者選抜に係る申出書（様式24-1）
- イ 第二次入学者選抜に係る参考資料（様式24-2）

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

〔7〕 県外の高等学校への志願

- 1 鹿児島県以外の公立高等学校を志願する者（以下「県外高等学校への志願者」という。）は、志願先の都道府県の定める入学者選抜（実施）要綱に基づいて手続等を行うものとする。
- 2 県外高等学校への志願者は、志願先都道府県から鹿児島県教育委員会の承諾書を求められた場合は、志願先高等学校又は志願先都道府県教育委員会の定める様式を、出身中学校長を経て、鹿児島県教育委員会に申請するものとする。
- 3 県外高等学校への志願者で、鹿児島県公立高等学校を志願しないことの証明を求められている場合は、**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式19）を、出身中学校長を経て、鹿児島県教育委員会に提出し、確認を受けるものとする。ただし、志願先の都道府県で様式が定められているものについては、それに従うものとする。
- 4 **2**及び**3**の申請先は、次のとおりとし、申請に当たっては返信用の定形封筒（長形3号12cm×23.5cmの封筒に書留速達料金と郵送料金を合わせた824円分の切手を貼り、郵便番号、宛名を明記したもの）を添付するものとする。

申請先：鹿児島県教育庁高校教育課長（〒890－8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話099－286－5291）

〔8〕 その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

Ⅱ 単位制における全日制・定時制・通信制課程の高等学校（開陽高等学校）

〔1〕全日制課程

1 選抜の種類及び募集枠

単位制（開陽高等学校）の全日制課程の入学選抜は年4回実施するものとし、その種類及び募集枠（入学選抜の種類ごとの募集定員のことをいう。以下同じ。）は次のとおりとする。

ただし、普通科及び福祉科の第2回及び第3回並びに普通科の第4回の募集枠については、前回までの選抜が募集枠に満たなかった場合、その欠員分を追加することができるものとする。

(1) 選抜の種類

ア 第1回入学選抜	推薦入学選抜（学校推薦・自己推薦）
イ 第2回入学選抜	高等学校入学選抜学力検査
ウ 第3回入学選抜	転入学・編入学・転籍入学選抜
エ 第4回入学選抜	後期入学選抜

(2) 募集枠

ア 第1回入学選抜	普通科 募集定員の15%	福祉科 募集定員の15%
イ 第2回入学選抜	普通科 募集定員の50%	福祉科 募集定員の80%
ウ 第3回入学選抜	普通科 募集定員の20%	福祉科 募集定員の5%
エ 第4回入学選抜	普通科 募集定員の15%	

2 出願資格

1(1)の各入学選抜の出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学選抜（推薦入学選抜）

ア 学校推薦

令和6年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

イ 自己推薦

次のいずれかに該当する者

(ア) 令和6年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

(イ) 20歳未満（令和6年4月1日現在）の者で本県の中学校等を卒業し、現在、本県に在住している者で、高等学校に在籍したことがない者又は高等学校に在籍したが修得単位を持たない者

(2) 第2回入学選抜（高等学校入学選抜学力検査）

I〔2〕1の要件に該当する者

(3) 第3回入学選抜（転入学・編入学・転籍入学選抜）

次に掲げる選抜のそれぞれに定める資格に該当する者

ア 転入学選抜

開陽高等学校以外の高等学校に在籍している者

イ 編入学選抜

高等学校等に在籍したことがあり、修得単位を有する者

ウ 転籍入学選抜

開陽高等学校の定時制課程又は通信制課程に在籍している者

(4) 第4回入学選抜（後期入学選抜）

(2)又は(3)に該当する者

3 出願

単位制の全日制課程における出願は、それぞれ次のとおり行うものとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 学校推薦

I〔3〕4の例による。

イ 自己推薦

I〔3〕4を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「自己推薦」、「推薦書（様式10）」とあるのは、「開陽高等学校長が指定する自己推薦書」と読み替えるものとし、調査書（様式4-1又は4-2）は、提出不要とする。

※ 調査書について、合格した場合は、後日提出するものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕2及び3の例による。なお、普通科及び福祉科の学科併願を行うことができるものとする。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

次のアからウまでにおいて、普通科、福祉科及び定時制課程普通科の3学科間の学科併願を行うことができるものとし、各選抜に規定する以外の手続等は別に定める。

ア 転入学選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

イ 編入学選抜

本人又は代理人が直接提出する。

ウ 転籍入学者選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

(2)及び(3)を準用する。ただし、学科併願は行うことができないものとする。

4 県外からの出願

県外からの入学志願者についての出願手続等は次のとおりとする。

(1) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕6の例による。

(2) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 転入学選抜

3(3)アの例による。

イ 編入学選抜

3(3)イの例による。

(3) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

3(4)の例による。

5 選抜

単位制の全日制課程における選抜に関する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 日程 令和6年2月2日（金）

イ 選抜方法及び内容

I〔3〕5の規定を準用する。この場合において「入学者選抜学力検査を行わず、中学校長の推薦書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接等」とあるのはそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。

(㍑) 学校推薦の場合：作文、面接対話及び提出された書類等

(㍑) 自己推薦の場合：自己表現、作文又は面接対話及び提出された書類等

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

ア 日程 令和6年3月5日（火）から3月6日（水）まで

イ 選抜方法及び内容

I〔2〕7の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 日程 令和6年3月14日（木）

イ 選抜方法及び内容

学力検査（国語、数学、英語）、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

ア 日程 令和6年9月13日（金）

イ 選抜方法及び内容

学力検査（数学、英語、社会、理科）、作文、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

6 検査会場等における感染症対策について

I〔2〕7(1)エ(㍑)による。

7 選抜結果の発表

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

I〔3〕6を準用する。この場合において、自己推薦による推薦入学者選抜については、「推薦」とあるのは「自己推薦」と読み替えるものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕7(3)の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

令和6年3月19日（火）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

令和6年9月19日（木）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔2〕定時制課程

1 選抜の種類及び募集枠

単位制（開陽高等学校）の定時制課程の入学者選抜は年4回実施するものとし、その種類及び募集枠は次のとおりとする。

ただし、第2回から第4回の募集枠については、前回までの選抜が募集枠に満たなかった場合、その欠員分を追加できるものとする。

(1) 選抜の種類

ア 第1回入学者選抜	推薦入学者選抜（自己推薦のみ）
イ 第2回入学者選抜	高等学校入学者選抜学力検査
ウ 第3回入学者選抜	転入学・編入学・転籍入学者選抜
エ 第4回入学者選抜	後期入学者選抜

(2) 募集枠

ア 第1回入学者選抜	普通科・オフィス情報科とも募集定員の10%	
イ 第2回入学者選抜	普通科 募集定員の40%	オフィス情報科 募集定員の50%
ウ 第3回入学者選抜	普通科 募集定員の35%	オフィス情報科 募集定員の25%
エ 第4回入学者選抜	普通科・オフィス情報科とも募集定員の15%	

2 出願資格

1(1)の各入学者選抜の出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

次のいずれかに該当する者

ア 令和6年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

イ 20歳未満（令和6年4月1日現在）の者で本県の中学校等を卒業し、現在、本県に在住している者で、高等学校に在籍したことがない者又は高等学校に在籍したが修得単位を持たない者

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕1の要件に該当する者

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

次に掲げる選抜のそれぞれに定める資格に該当する者

ア 転入学者選抜

開陽高等学校以外の高等学校に在籍している者

イ 編入学者選抜

高等学校等に在籍したことがあり、修得単位を有する者

ウ 転籍入学者選抜

開陽高等学校の全日制課程又は通信制課程に在籍している者

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

(2)又は(3)に該当する者

3 出願

単位制の定時制課程における出願は、それぞれ次のとおり行うものとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

I〔3〕4を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「自己推薦」、「推薦書（様式10）」とあるのは、「開陽高等学校長が指定する自己推薦書」と読み替えるものとし、調査書（様式4-1又は4-2）は、提出不要とする。

※ 調査書について、合格した場合は、後日提出するものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕2及び3の例による。なお、普通科及びオフィス情報科の学科併願を行うことができるものとする。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

次のアからウにおいて、普通科、オフィス情報科及び全日制課程普通科の3学科間の学科併願を行うことができるものとし、各選抜に規定する以外の手続等は別に定める。

ア 転入学選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

イ 編入学選抜

本人又は代理人が直接提出する。

ウ 転籍入学者選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

(2)及び(3)を準用する。なお、普通科及びオフィス情報科の学科併願を行うことができるものとする。

4 県外からの出願

県外からの入学志願者についての出願手続等は次のとおりとする。

(1) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕6の例による。

(2) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 転入学選抜

3(3)アの例による。

イ 編入学選抜

3(3)イの例による。

(3) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

3(4)の例による。

5 選抜

単位制の定時制課程における選抜に関する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 日程 令和6年2月2日（金）

イ 選抜方法及び内容

I〔3〕5の規定を準用する。この場合において、「入学者選抜学力検査を行わず、中学校長の推薦書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接等」とあるのは、「自己表現の内容、面接対話及び自己推薦書」と読み替えるものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

ア 日程 令和6年3月5日（火）から3月6日（水）まで

イ 選抜方法及び内容

I〔2〕7の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 日程 令和6年3月14日（木）

イ 選抜方法及び内容

学力検査（国語，数学，英語），面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

ア 日程 令和6年9月13日（金）

イ 選抜方法及び内容

作文，面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

6 検査会場等における感染症対策について

I〔2〕7(1)エ(ウ)による。

7 選抜結果の発表

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

I〔3〕6を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「自己推薦」と読み替えるものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I〔2〕7(3)の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

令和6年3月19日（火）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

令和6年9月19日（木）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

8 定時制課程における特例措置

第2回入学者選抜については，I〔2〕2(7)の例により特例措置を受けることができるものとする。

9 その他

ここに定めるもののほか，必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔3〕通信制課程

1 募集定員及び出願資格等

- (1) 単位制の通信制課程における募集は、募集定員を特に定めずに前期・後期の年2回実施するものとする。
- (2) 通信制課程の学科は、普通科及び衛生看護科とする。なお、衛生看護科に入学する者は、技能連携を行っている准看護学校に在籍しなければならないものとする。
- (3) 出願資格は、I〔2〕1に該当する者で、かつ、原則として県内に在住する者とする。
- (4) 通信制課程における転入学・編入学・転籍入学については、開陽高等学校長が別に定めるものとする。

2 出願

(1) 出願期間

前期 令和6年3月8日（金）から3月27日（水）正午（必着）まで

後期 令和6年8月5日（月）から8月22日（木）正午（必着）まで

(2) 出願手続

ア 通信制課程への入学志願者は、開陽高等学校長に**入学願書**（様式1に基づき開陽高等学校が作成したもの）、**調査書**（様式4-1又は4-2）を(1)に規定するそれぞれの出願期間内に提出するものとする。

イ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない場合は、その理由を付し、調査書に代わる資料を提出するものとする。

ウ 通信制課程に係る入学願書等は開陽高等学校に請求するものとする。

※ 郵送による交付を希望する場合は、返信用の定形封筒（角形2号24cm×33cmの封筒に、250円分の切手を貼り、自分の住所及び氏名を明記したもの）を同封すること。

3 県外からの出願

県外からの入学志願者の出願については、2の例による。

4 選抜

開陽高等学校長は、次の方法により通信制課程の入学者を選抜するものとする。

- (1) 選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。
- (2) 選抜は、入学願書、調査書等の記録を総合して行う。

5 結果の通知

開陽高等学校長は、選抜の結果について、前期は令和6年4月1日（月）から4月2日（火）までに、後期は令和6年8月30日（金）から9月2日（月）までに「選抜結果通知書」を、入学志願者本人宛てに通知する。

6 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔4〕その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

Ⅲ 連携型中高一貫教育校（喜界高等学校及び与論高等学校）

〔1〕連携型中高一貫教育に係る選抜

1 募集枠

連携型中高一貫教育に係る選抜の募集枠は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 喜界高等学校

募集定員から帰国生徒等特別入学者選抜の合格内定者数を減じた数を上限とする数。

(2) 与論高等学校

募集定員から推薦入学者選抜及び帰国生徒等特別入学者選抜の合格内定者数を減じた数を上限とする数。

2 出願資格

連携型中高一貫教育に係る選抜への出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 喜界高等学校

喜界町立喜界中学校（連携型中学校）を令和6年3月卒業見込みの者

(2) 与論高等学校

与論町立与論中学校（連携型中学校）を令和6年3月卒業見込みの者

3 出願

(1) 出願期間

令和6年1月19日（金）から1月25日（木）正午（必着）まで

※ 出願の受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 出願手続等

ア 連携型中高一貫教育に係る選抜への入学志願者は、**入学願書**（連携型高等学校長が様式1に基づいて作成したもの）を連携型中学校長を経て、連携型高等学校長に提出しなければならない。

イ アの入学願書には、入学検定料として、入学願書の右上肩に2,200円の鹿児島県の収入証紙を貼付するものとする。

ウ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上記の入学志願者は、**自己申告書**（様式20）を連携型中学校長を経て、連携型高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、**I〔2〕2(4)ウ**注意書きの例による。

(3) 入学願書等の提出

ア 連携型中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、次の書類を連携型高等学校長に提出するものとする。

(ア) **入学願書**（(2)アで提出を受けたもの）

(イ) **課題レポート**

(ウ) **連携型中高一貫教育校入学者選抜出願者総括表**（様式2-2）

イ 連携型中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を連携型高等学校長に申し出るものとする。

ウ 連携型中学校長は、**3(1)**に規定する出願期間内に、連携型中高一貫教育校入学者選抜出願者総括表（様式2-2）を大島教育事務所長に届け出るものとする。

(4) 入学願書の受付及び報告

ア 連携型高等学校長は、(3)アの提出があった場合は、その記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか確認の上、受付を行うものとする。

イ 連携型高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を、連携型中学校長を経て、入学志願者に交付するものとする。

ウ 連携型高等学校長は、出願者数を別途指示する方法により令和6年1月25日（木）午後1時までに県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

4 選抜

(1) 選抜の方法

ア 連携型高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 連携型中高一貫教育に係る選抜は、課題レポート、作文及び面接等の結果を総合して行う。

(2) 選抜の内容

ア 面接及び作文

(ア) 対象：入学志願者全員

(イ) 期日：令和6年2月2日（金）

(ウ) 場所：連携型高等学校

イ 健康診断

※ 健康診断は、I〔2〕7(1)ウ(ウ)の承認を受けた学科又は小学科に限り、実施することができる。

(3) 検査会場等における感染症対策について

I〔2〕7(1)エ(ウ)による。

5 選抜結果の通知及び合格者の発表等

I〔3〕6（(2)ウを除く。）を準用する。この場合において「推薦」とあるのは、「連携型中高一貫教育校」と読み替えるものとする。

6 合格内定者とならなかった者の出願

選抜の結果、合格内定者とならなかった者は、それぞれ次に掲げる手続により出願できる。

(1) 連携型高等学校へ出願する場合（I〔6〕第二次入学者選抜に限る。）

I〔6〕を準用する。この場合において、I〔6〕3(1)イの規定については適用を除外するものとし、I〔6〕5(2)から(4)までの規定については、連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を出願期間内に連携型高等学校長へ提出し、改めて受検票の交付を受けることをもってこれに代えるものとする。

(2) 連携型高等学校以外へ出願する場合

次の手続をとるものとする。

ア 連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を、I〔2〕2(1)に規定する出願期間内に当該連携型高等学校長に提出し、当該連携型高等学校長から、「受検票を受理したことの証明書」の交付を受ける。

イ アの手続をとった上で、I〔2〕3の規定を準用して手続を行う。この場合において、「推薦」とあるのは「連携型中高一貫教育校」、「交付を受けた受検票」とあるのは「受検票を受理したことの証明書」と読み替えるものとする。

※ この場合においては、読み替えて準用するI〔2〕3(2)ウの規定によりI〔2〕2(4)イに規定する入学検定料の納入が必要となるため、留意すること。

〔2〕連携型中高一貫教育に係る選抜以外の入学者選抜

1 一般入学者選抜

- (1) 連携型高等学校における一般入学者選抜を、連携型中学校出身以外の者及び連携型中学校を卒業した者について実施する。
- (2) (1)の一般入学者選抜に係る募集枠は、募集定員から連携型中高一貫教育に係る選抜及び帰国生徒等特別入学者選抜（与論高等学校にあつては、連携型中高一貫教育に係る選抜、帰国生徒等特別入学者選抜及び推薦入学者選抜）の合格内定者数を減じた数を上限とするものとする。
- (3) 出願については、I〔2〕2の例による。
- (4) 選抜については、I〔2〕7の例による。

2 推薦入学者選抜

- (1) 与論高等学校において、与論町立与論中学校の第3学年の在籍者数（令和5年5月1日現在）が、募集定員を下回っている場合に限り、推薦入学者選抜を実施することができる。
- (2) (1)の推薦入学者選抜については、I〔3〕を準用する。この場合において、I〔3〕3(1)中「本県の中学校等」とあるのは「本県の中学校等（与論町立与論中学校を除く。）」と読み替えるものとする。

3 帰国生徒等の入学者選抜

I〔4〕の例による。

4 第二次入学者選抜

I〔6〕の例による。

5 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は連携型高等学校において定めるものとする。

〔3〕その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

IV 併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）

〔1〕募集定員及び出願資格

1 募集定員

併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）の募集定員は、90人（楠隼中学校からの入学者（60人以内）を含む。）とする。

楠隼中学校からの入学予定者数については、12月下旬に県教育委員会ホームページ等で公表する。

2 出願資格

出願資格は、次のいずれかに該当する男子とする。

- (1) 令和6年3月に中学校等を卒業する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

〔2〕出願

1 出願期間

令和6年1月12日（金）から1月19日（金）まで（当日消印有効）

2 出願手続

- (1) 楠隼高等学校への入学志願者は、楠隼高等学校が作成する**入学願書**を郵送（簡易書留）にて、楠隼高等学校長に提出するものとする。
- (2) 入学願書には、入学検定料として、入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付するものとする。ただし、県外からの入学志願者については、入学検定料は楠隼高等学校が指定する方法で納入するものとする。
- (3) 入学志願者は、(1)の入学願書を提出する際は、**調査書**及びその他楠隼高等学校長が指定する書類等を併せて提出するものとする。

なお、調査書については、入学志願者の依頼を受けて、出身中学校が、令和6年度楠隼高等学校入学者選抜実施要綱及び楠隼高等学校が作成した募集要項に示された様式により作成し、**厳封（緘印を押印すること。）**したものを提出するものとする。

- (4) 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の入学者志願者は、**自己申告書**（様式20）を楠隼高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書の提出方法は、**I〔2〕2(4)ウ**注意書きの例による。

- (5) 入学志願者又はその保護者は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする場合は、入学願書等の提出に併せてその旨を楠隼高等学校長に申し出るものとする。
- (6) 楠隼高等学校入学者選抜に出願した者は、高等学校入学者選抜のうち、**I〔3〕**に出願できないものとする。
- (7) 楠隼高等学校長は、入学者選拔出願者数を別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

3 入学願書の受付

- (1) 楠隼高等学校長は、**2(1)**の入学願書の提出があった場合は、入学願書の記載事項について、誤記や記載漏れ等がないかを確認した上で、入学願書の受付を行うものとする。
- (2) 楠隼高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、受検票を入学者志願者に交付するものとする。
- (3) 楠隼高等学校長は、受け付けた入学願書に不正を発見した場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことができる。

〔3〕選抜

1 方針

選抜は、楠隼高等学校の求める生徒像に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること。

2 方法

楠隼高等学校長は、入学者を次の方法で選抜する。

- (1) 選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成して選抜する。
- (2) 選抜は、国語、数学及び英語の3教科について行う学力検査、面接、調査書その他提出された書類等を総合して行う。なお、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。
- (3) 入学志願者又はその保護者から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とすることについて申出があった場合、楠隼高等学校長は、受検者の人権に十分配慮し、学力検査の実施の際に当該入学志願者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講ずること。
- (4) 検査会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの地域や検査会場、検査方法に見合った形で講ずること。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めること。
- (5) 楠隼高等学校入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない場合は、鹿児島県公立高等学校入学者選抜第一次入学者選抜（一般入学者選抜）及び第二次入学者選抜を実施する。当該選抜の実施の有無、募集定員については、県教育委員会ホームページ等で公表する。

3 選抜内容

(1) 学力検査

ア 出題の方針

学力検査問題は、中学校の教育課程に基づく学習の成果として、思考力・判断力・表現力や課題解決的な学習の成果等を見るものとする。

イ 実施方法

学力検査は、次のとおり行う。

(ウ) 教科 国語、数学、英語

(イ) 期日・日程 令和6年2月2日（金） 9：30 集合

10：00～10：50 （50分間） 国語

11：10～12：00 （50分間） 数学

13：00～13：50 （50分間） 英語

（聞き取りテストを含む。）

(ウ) 検査場 楠隼高等学校及び鹿児島市の検査場

(イ) 配点 各教科それぞれ100点満点 合計300点満点

ウ 受検上の注意事項

(ウ) 問題用紙等が配布されていることを確認すること。

(イ) 受検番号は、検査問題及び解答用紙の両方に記入すること。

(ウ) 印刷不鮮明などについて質問がある場合は、無言で手を挙げること。

- (㉔) 番号や記号で解答するようになっているものは、必ず指定の方法で解答すること。
- (㉕) 数を限定して解答を求められている場合、指定された数より多く解答したものは、減点されることがあるため、注意すること。
- (㉖) 検査中は、声を出さないこと。
- (㉗) 不正行為は絶対に行わないこと。
- (㉘) 遅刻した者は、直ちに楠隼高等学校長に届け出て指示を受けること。
- (㉙) 検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。
鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス
※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。
- (㉚) 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）は絶対に検査場へ持ち込まないこと。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。
- (㉛) このほか楠隼高等学校の「受検上の注意事項」によく注意すること。

(2) 面接

ア 実施計画等

- (㉜) 楠隼高等学校長は、面接の具体的な実施計画を定め、面接の公正・円滑な実施を期さなければならない。
- (㉝) 質問事項、評価項目及び方法等については、楠隼高等学校で定める面接の方針に沿って、十分検討して決定するものとする。
- (㉞) 面接の実施に当たっては、入学志願者の人権に十分配慮しなければならない。
- (㉟) 面接の結果は、選抜の一資料として用いることができるものとする。

イ 実施方法

- 面接は、次により行うものとする。
- (㊱) 対 象：入学志願者全員
 - (㊲) 期 日：令和6年2月2日（金）学力検査終了後
 - (㊳) 方 法：個人面接又は集団面接

4 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 楠隼高等学校長は、入学者選抜の結果について、令和6年2月7日（水）午前10時以後、翌日の午前10時までの間、楠隼高等学校のホームページにて合格者を受検番号で発表する。
- (2) 楠隼高等学校長は、入学者選抜の結果について、別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告するものとする。
- (3) (1)の結果通知で合格だった者（以下「合格者」という。）の手続きは次のとおりとする。
 - ア 合格者は、入学する場合は、**入学申出書**に、入学を辞退する場合（他の高等学校の入学手続きをしようとする場合を含む。）は**入学辞退届**に必要事項を記入し、**令和6年2月9日（金）午後5時まで**に、楠隼高等学校へFAX(0994-65-1113)で送信する。
 - イ 楠隼高等学校はFAXの受理後、FAXを受理した旨を、合格者へ電話で連絡する。
 - ウ 合格者は、速やかに入学申出書又は入学辞退届の原本を楠隼高等学校長宛て郵送（速達簡易書留）で提出する（**令和6年2月14日（水）正午（必着）まで**）。
- (4) 入学申出書を提出した者については、楠隼高等学校長が、出身中学校長に入学予定者通知書を送付するものとし、他の高等学校の受検又は手続はできないものとする。

5 調査書

〔2〕2(3)に規定する調査書については様式4-1を用い、次の注意事項及び作成方法により作成するものとする。なお、令和3年3月以前の既卒者は、様式4-2を用いるものとする。

(1) 全般的事項

ア 出身中学校長は、自身を委員長とする作成委員会を構成し、公正を期して、調査書を作成するものとする。

イ 調査書の内容は、**令和5年12月31日現在**で作成する。ただし、証明欄の期日は記載日とする。

ウ 調査書作成に当たっては、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）を基にして記入する。

エ 過年度卒業者の調査書作成に当たっては、指導要録に記載してある記録を記入する。ただし、旧指導要録に該当欄のないものは、記入不要とする。また、旧指導要録と区分が異なるときは、区分を訂正して記入するものとする。

オ 高等学校退学者の調査書作成は出身中学校で行い、旧在籍高等学校の在学中の記録を添付する。

なお、旧在籍高等学校在学中の記録は旧在籍高等学校で作成し、出身中学校長に送付することとし、その内容は退学年月日、退学理由、在学中の出席状況、行動及び学習の記録等とする。

カ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない者がいる場合、その理由を付して、調査書に代わる資料を提出することとする。

キ 作成した調査書は、楠隼高等学校が指定する封筒に入れ、厳封（緘印を押印する。）した上で出願者に交付する。

(2) 作成方法

㊤ 学習の記録

ア 「観点別学習状況」欄

別表1-1の(1)から(3)（別表1-2の(1)から(4)（国語にあつては(1)から(5)））について、第3学年における各教科の目標の観点ごとの実現の状況を判断の上、次の評価基準により記入する。

「A」：「十分満足できる」

「B」：「おおむね満足できる」

「C」：「努力を要する」

イ 「評定」欄

(㍑) 第1学年・第2学年 各教科5段階とし、指導要録に記載してあるものを記入する。

(㍒) 第3学年 各教科5段階で記入する。

ウ 「選択教科」欄

指導要録に記載される方法で評定を記入する。

エ 「総合的な学習の時間の記録」欄

指導要録の記載に基づき、学年ごとに学習活動と評価について簡潔な文章で記入する。

㊤ 行動の記録

主に第3学年について、項目ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合には、欄内に○印を記入する。

㊤ 出欠の記録

第1学年・第2学年については、指導要録に記載してあるものを記入し、第3学年については**令和5年12月31日現在**で記入する。

④ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

指導要録等の記載に基づき、以下のような事項などを記入する。

- ア 各教科や「総合的な学習の時間」の学習に関する所見
- イ 特別活動に関する事実及び所見
- ウ 行動に関する所見
- エ 進路指導に関する事項
- オ 健康の状況に関して、受検上配慮すべき事項
- カ 生徒の特徴・特技，学校内外における奉仕活動，表彰を受けた行為や活動など指導上参考となる諸事項
- キ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

6 その他

ここに定めるもののほか，必要な事項は楠隼高等学校において定めるものとする。

〔4〕 その他

楠隼高等学校長は，入学者選抜において不正を発見した場合は，当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

V 併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）

〔1〕募集枠及び出願資格

1 募集枠

併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）に係る選抜の募集枠は、募集定員より鹿児島市立鹿児島玉龍中学校からの入学者（120人以内）を減じた数を上限とする。

2 出願資格

I〔2〕1の例による。

〔2〕出願及び出願変更

I〔2〕2及び3の例による。

〔3〕「学区外高等学校入学志願許可申請」の手続

I〔2〕4の例による。

〔4〕「高等学校入学志願学区指定申請」の手続

I〔2〕5の例による。

〔5〕県外からの志願

I〔2〕6の例による。

〔6〕保護者の転勤に伴う入学志願の特例

I〔2〕4(5)の例による。

〔7〕選抜

I〔2〕7の例による。

〔8〕推薦入学者選抜

I〔3〕の例による。

〔9〕帰国生徒等の入学者選抜

I〔4〕の例による。

〔10〕第二次入学者選抜

I〔6〕の例による。

〔11〕その他

I 高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

II 入学者選抜学力検査における検査結果の情報提供については、鹿児島市教育委員会が定めるところによる。

令和6年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査における検査結果の情報提供について

受検者は、口頭で検査結果の情報提供を申し出ることができる。

(1) 提供する内容

令和6年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における教科別得点及び合計得点（傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点）とする。

(2) 提供の申出を行うことができる者

学力検査の受検者本人に限って認める。

(3) 提供の申出を行うことができる期間及び時間

令和6年3月14日から4月15日まで（楠隼高等学校入学者選抜学力検査については、令和6年2月8日から4月9日まで）の間とする。ただし、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) 提供する場所

学力検査を受検した県立高等学校とする。

(5) 提供の申出の方法

学力検査を受検した県立高等学校で、口頭にて申し出る。

なお、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申出は、本人の確認が十分にできないため、認めない。

(6) 本人確認の方法

生徒手帳など本人であることを証明する書類（原則として、本人の写真が貼付されていること。）及び受検票の提示を必要とする。

(7) 提供の方法

県立高等学校は本人であることを確認した後、会議室など外部と遮断された場所において、高等学校長が指名した2名の担当者から口頭により伝達する。

(8) 受検者等への周知

受検者等に対しては、情報提供を開始するまでに、中学校や県教育委員会のホームページを通じて周知する。

(9) 提供の記録及び状況報告

県立高等学校長は、情報提供の期間が終了した後、別途指示する方法で高校教育課長へ報告すること。

(別表 1 - 1)

各教科の評価の観点

教科	観 点
国 語	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
社 会	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
数 学	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
理 科	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
音 楽	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
美 術	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
保 健 体 育	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
技 術 ・ 家 庭	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
外 国 語	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度

(別表 1 - 2)

各教科の評価の観点

教科	観 点
国 語	(1) 国語への関心・意欲・態度
	(2) 話す・聞く能力
	(3) 書く能力
	(4) 読む能力
	(5) 言語についての知識・理解・技能
社 会	(1) 社会的事象への関心・意欲・態度
	(2) 社会的な思考・判断・表現
	(3) 資料活用の技能
	(4) 社会的事象についての知識・理解
数 学	(1) 数学への関心・意欲・態度
	(2) 数学的な見方や考え方
	(3) 数学的な技能
	(4) 数量や図形などについての知識・理解
理 科	(1) 自然事象への関心・意欲・態度
	(2) 科学的な思考・表現
	(3) 観察・実験の技能
	(4) 自然事象についての知識・理解
音 楽	(1) 音楽への関心・意欲・態度
	(2) 音楽表現の創意工夫
	(3) 音楽表現の技能
	(4) 鑑賞の能力
美 術	(1) 美術への関心・意欲・態度
	(2) 発想や構想の能力
	(3) 創造的な技能
	(4) 鑑賞の能力
保 健 体 育	(1) 運動や健康・安全への関心・意欲・態度
	(2) 運動や健康・安全についての思考・判断
	(3) 運動の技能
	(4) 運動や健康・安全についての知識・理解
技 術 ・ 家 庭	(1) 生活や技術への関心・意欲・態度
	(2) 生活を工夫し創造する能力
	(3) 生活の技能
	(4) 生活や技術についての知識・理解
外 国 語	(1) コミュニケーションへの関心・意欲・態度
	(2) 外国語表現の能力
	(3) 外国語理解の能力
	(4) 言語や文化についての知識・理解

(様式1)

受検番号

入 学 願 書

鹿児島県立

高等学校長 殿

貴校

課程

科に入学を志願いたします。

志 願 者	氏 名		年 月 日生
	現 住 所		
	出身中学校	年 月	中学校 卒業見込 卒業
保 護 者	氏 名		
	現 住 所		
志 願 区 分 (全日制普通科のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・学区内(全県学区を含む。)志願 ・学区外入学志願許可 ・入学志願学区指定 ・一定枠内の学区外入学志願 		

※志願変更する者は、次の「変更前の志願校」欄に記入すること。

変更前の志願校	高等学校	科
---------	------	---

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

中学校長 氏名

(記入上の注意)

- 1 志願区分の欄は、該当するものを○で囲む。ただし、募集定員120人以下の高等学校、熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科は除く。
- 2 「科」は「普通」、「理数」、「生物生産」、「機械」、「情報処理」のように記入する。

(備考)

- 1 「学区外高等学校入学志願許可」又は「高等学校入学志願学区指定」を受けた者は、「許可証明書」又は「指定証明書」を裏面に貼付すること。
- 2 東日本大震災又は熊本地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。
- 3 志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

令和6年度 鹿児島県公立高等学校
一般入学者選抜出願者総括表

_____ 殿

_____ 中学校長 氏名 _____

--

高等学校

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

課 程	学 科 名	人 数
全 日 制	普 通 科	()
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	計	
定 時 制	科	
	科	
	科	
	科	
	計	
合 計		

(記入上の注意)

- 1 高等学校につき1枚ずつ記入するものとする。
- 2 「学科名」の欄には「普通」、「理数」、「生物生産」、「機械」、「情報処理」のように記入する。
- 3 全日制普通科の欄の()内には、「一定枠内の学区外入学志願」による出願者数を再掲する。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

令和6年度 鹿児島県公立高等学校
推薦入学者選拔出願者総括表

_____ 殿

_____ 中学校長 氏名 _____

高等学校

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

課 程	学科名 (コース等)	人数
全 日 制	普 通 科	()
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	計	
	定 時 制	科
科		
科		
科		
計		
合 計		

(記入上の注意)

- 1 高等学校につき1枚ずつ記入するものとする。
- 2 「学科名」の欄には「普通」、「理数」、「生物生産」、「機械」、「情報処理」のように記入する。
- 3 全日制普通科の欄の()内には、「一定枠内の学区外入学志願」による出願者数を再掲する。
- 4 帰国生徒等特別入学者選抜、連携型中高一貫教育校入学者選抜に係る出願については、表題を書き換えること。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

令和6年度 鹿児島県公立高等学校
第二次入学者選拔出願者総括表

_____ 殿

_____ 中学校長 氏名 _____

高等学校

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

課 程	学 科 名	人 数
全 日 制	普 通 科	()
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	科	
	計	
定 時 制	科	
	科	
	科	
	科	
	計	
合 計		

(記入上の注意)

- 1 1 高等学校につき1枚ずつ記入するものとする。
- 2 「学科名」の欄には「普通」、「理数」、「生物生産」、「機械」、「情報処理」のように記入する。
- 3 全日制普通科の欄の()内には、「一定枠内の学区外入学志願」による出願者数を再掲する。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

令和6年度 鹿児島県公立高等学校
第二次入学者選拔出願者総括表

_____ 殿

_____ 高等学校長 氏名 _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

課程	学 科 名	募集定員	人数
全 日 制	普 通 科	()	()
	科		
	科		
	科		
	科		
	科		
	科		
	計		
定 時 制	科		
	科		
	科		
	科		
	計		
合 計			

(記入上の注意)

- 1 「学科名」の欄には「普通」、「理数」、「生物生産」、「機械」、「情報処理」のように記入する。
- 2 全日制普通科においては、() 内に、「一定枠内の学区外入学志願」に係るそれぞれの人数を再掲する。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

(様式3)

入学志願変更願

_____ 高等学校長 殿

志願者	氏名		年 月 日生
	出身中学校	年 月	中学校 卒業見込 卒業
保護者氏名			
志願学科			

下記のとおり志願変更したいので、お願いします。

記

入学志願変更先高等学校名	課程	学 科	
立 高等学校	全日制	第1志望	科
	定時制	第2志望	科

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

_____ 中学校長 氏名 _____

入学志願変更願を受理したことを証明する。

年 月 日

_____ 高等学校長 氏名 _____

(記入上の注意)

- 1 この入学志願変更願は、出身中学校長を経て、受検票を添えて変更前高等学校長へ提出し、受理証明された後、変更先高等学校の入学願書とともに変更先高等学校長に提出すること。
- 2 「卒業見込 卒業」、「全日制 定時制」は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「第2志望」欄は、志望する場合記入すること。
- 4 志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

(様式4-1)

調 査 書

志願者	ふりがな						性別	※受検番号				
	氏名											
	生年月日	年	月	日								
年 月 日 卒業見込・卒業					現住所							
①	教科	観点別学習状況			評 定			※換算点	行 動 の 状 況			
		(1)	(2)	(3)	第1学年	第2学年	第3学年					
	学 習 の 記 録	国 語							②	基 本 的 な 生 活 習 慣		
		社 会								健 康 ・ 体 力 の 向 上		
		数 学								自 主 ・ 自 律 責 任 感		
		理 科								創 意 工 夫		
		外 国 語								思 い や り ・ 協 力		
		音 楽								生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護		
		美 術								勤 労 ・ 奉 仕		
		保 健 体 育								公 正 ・ 公 平		
技 術 ・ 家 庭								公 共 心 ・ 公 徳 心				
※合計							③			学年	欠席日数	備 考
選 択 教 科							出欠の記録		1			
教科	国	社	数	理	音	美	保	技	外	2		
学年	語	会	学	科	楽	術	健	術	国	3		
第1学年										④ 総合所見及び指導上参考となる諸事項		
第2学年												
第3学年												
総合的な学習の時間の記録	第1学年											
	第2学年											
	第3学年											
調査書記載者氏名					この調査書は、事実に相違ないことを証明する。 年 月 日 中学校名 _____ 校長氏名 _____							

(備考) ※印欄は高等学校で記入する。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

(様式4-2)

調 査 書

【令和3年3月以前の既卒者用】

志願者	ふりがな						性別							
	氏名							※受検番号						
	生年月日	年	月	日										
年 月 日 卒業					現住所									
①	教 科	観点別学習状況					評 定			※換算点	②	行 動 の 状 況		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	第1学年	第2学年	第3学年			基本的な生活習慣		
	国 語									健康・体力の向上				
	社 会									自主・自律				
	数 学									責任感				
	理 科									創意工夫				
	外国語									思いやり・協力				
	音 楽									生命尊重・自然愛護				
	美 術									勤 労 ・ 奉 仕				
	保健体育									公 正 ・ 公 平				
技術・家庭									公 共 心 ・ 公 徳 心					
						※合計				③	学年	欠席日数	備 考	
											1			
											2			
選 択 教 科											④	3		
教科	国	社	数	理	音	美	保	技	外					
学年	語	会	学	科	楽	術	健	術・家庭	国					
第1学年														
第2学年														
第3学年														
総合的な学習の時間の記録	第1学年										⑤	この調査書は、事実と相違ないことを証明する。 年 月 日 中学校名 _____ 校長氏名 _____		
	第2学年													
	第3学年													
調査書記載者氏名														

(備考) ※印欄は高等学校で記入する。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

学区外高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

本人 ふりがな 氏名 _____

保護者氏名 _____

身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、所属学区外の高等学校への入学を志願したいので、許可くださいますようお願い書を添えて申請します。

記

志願学区名	学区 (高等学校 普通科)	
本人	出身中学校	
	卒業(予定)年月	年 月 卒業・卒業見込
	転住予定地	
保護者	現住所	電話
	本人との続柄	
身元引受人	現住所	電話
	本人(保護者)との関係	

理由 (詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)

出身中学校長の所見 _____ 年 月 日

_____ 中学校長 _____

市町村教育長の所見 _____ 年 月 日

_____ 市町村教育委員会教育長 _____

教育事務所長の所見 (県外中学校出身者の場合は) _____ 年 月 日
記入は不要とする。

_____ 教育事務所長 _____

※ 記入上の注意をよく読んで記入すること。本人、保護者及び身元引受人はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

「学区外高等学校入学志願許可申請書」記入上の注意

- 1 「転住予定地」の欄には、本人が入学時まで転住する予定地を明記する。
身元引受人がある場合は、その住所、一家転住予定の場合は、その転住予定地を記入する。
- 2 「保護者」の欄には、本人に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは後見人を記入する。
- 3 「本人との続柄」、「本人（保護者）との関係」の欄には、本人との関係又は保護者との関係（例えば、父の弟、母の姉など）をわかりやすく記入する。
- 4 「身元引受人」の欄は、入学後、保護者の元から通学しない者だけ記入する。
身元引受人は、本人が高等学校に在学する期間自宅に引き取り、保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

学区外高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

本人氏名 ふりがな _____

保護者氏名 _____

身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由により学区外から入学を志願したいので申請します。

記

志願学校名	鹿児島玉龍高等学校 普通科	
本人	出身中学校	
	卒業(予定)年月	年 月 卒業・卒業見込
	転住予定地	
保護者	現住所	電話
	本人との続柄	
身元引受人	現住所	電話
	本人(保護者)との関係	
理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)		
出身中学校長の所見		年 月 日
		中学校長 _____
出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見		年 月 日
		教育委員会教育長 _____

(注) 「身元引受人」の欄は、入学後保護者の元から通学しない者だけ記入する。身元引受人とは、本人が在学期間中自宅に引き取り保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

学区外高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

本人氏名 _____
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、学区外から入学を志願したいので許可くださるよう必要書類を添えて申請します。

記

志願学校名	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科	
本人	出身中学校	
	卒業(予定)年月	年 月 卒業・卒業見込
	転住予定地	
保護者	現住所	電話
	本人との続柄	
身元引受人	現住所	電話
	本人(保護者)との関係	
理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)		
出身中学校長の所見		年 月 日
		中学校長 _____
出身中学校を所管する教育委員会教育長の所見		年 月 日
		教育委員会教育長 _____

(注) 「身元引受人」の欄は、入学後保護者の元から通学しない者だけ記入する。身元引受人とは、本人が在学期間中自宅に引き取り保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

本人氏名 ふりがな _____
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、高等学校入学志願について学区の指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

第1志望	学区 (高等学校 普通科)	
第2志望	学区 (高等学校 普通科)	
本人	出身中学校	
	卒業(予定)年月	年 月 卒業・卒業見込
	転住予定地	
保護者	父	現住所 電話
	母	現住所 電話
	後見人	現住所 電話
		本人(保護者)との関係
身元引受人	現住所	電話
	本人(保護者)との関係	

理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)

出身中学校長の所見 年 月 日

中学校長 _____

市町村教育長の所見 年 月 日

市町村教育委員会教育長 _____

教育事務所長の所見 年 月 日

教育事務所長 _____

※ 記入上の注意をよく読んで記入すること。本人、保護者及び身元引受人はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4(210mm×297mm)縦型使用]

「高等学校入学志願学区指定申請書」記入上の注意

1 「第1志望」,「第2志望」の欄は,保護者の現住所の属する学区又は出身中学校の属する学区を記入する。

なお,「第1志望」と「第2志望」の学区は,それぞれ異なる学区でなければならない。

2 「転住予定地」の欄には,本人が入学時までに転住する予定地を明記する。

3 「保護者」の欄には,本人に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは後見人を記入する。

4 「身元引受人」の欄には,入学後,保護者の元から通学しない者だけ記入する。

身元引受人は,本人が高等学校に在学する期間自宅に引き取り,保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

(様式7-2)

高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

本人氏名 ふりがな _____

保護者氏名 _____

身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由により高等学校入学志願について学区の指定を受けたいので申請します。

記

志願学区名	鹿児島玉龍高等学校の学区		
本人	出身中学校		
	卒業(予定)年月	年 月 卒業・卒業見込	
	転住予定地		
保護者	現住所	電話	
	本人との続柄		
	後見人	現住所	電話
		本人(保護者)との関係	
身元引受人	現住所	電話	
	本人(保護者)との関係		
理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)			
出身中学校長の所見		年 月 日	
_____中学校長_____			
出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見		年 月 日	
_____教育委員会教育長_____			

注1 後見人の欄は、父母が保護者でない場合だけ記入すること。

注2 身元引受人の欄は、保護者の住所地の属する学区以外の高等学校に希望する者だけ記入すること。

(様式7-3)

高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

本人氏名 _____
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、高等学校入学志願について学区の指定を受けたいので申請します。

記

志願学区名	学区 (鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科)		
本人	出身中学校		
	卒業 (予定) 年月	年 月	卒業・卒業見込
	転住予定地		
保護者	父	現住所	電話
	母	現住所	電話
	後見人	現住所	電話
		本人(保護者)との関係	
身元引受人	現住所		電話
	本人(保護者)との関係		
理由 (詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。)			
出身中学校長の所見		年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
_____中学校長_____			
出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見		年 月 日	
_____教育委員会教育長_____			

注1 後見人の欄は、父母が保護者でない場合だけ記入すること。

2 身元引受人の欄は、保護者の住所地の属する学区以外の高等学校に希望する者だけ記入すること。

(様式8)

保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書

年 月 日

_____教育委員会 殿

本人氏名^{ふりがな}_____

保護者氏名^{ふりがな}_____

私は、保護者転勤のため、下記により、_____高等学校を志願したいので、許可くださいますよう必要書類を添えて申請します。

記

保護者の勤務先名	
現住所	電話
転勤先名	
転勤後の住所	
転居(予定)年月日	年 月 日
出身中学校名	(都・道・府・県) 立 中学校
卒業(予定)年月日	年 月 日
志願する高等学校名	高等学校 科
中学校長所見	
_____中学校長_____	

(注) 本人及び保護者はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

(様式9)

健康診断実施申請書

年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

_____高等学校長 氏名_____

本校においては、令和6年度入学志願者に対し、下記により健康診断を実施したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 検査の目的
- 2 検査項目
- 3 検査項目選定の理由
- 4 検査の対象
- 5 検査の日時及び場所
- 6 検査医氏名
- 7 その他

申請のとおり承認する。

年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長

(備考) 申請書は2通提出のこと。

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

(様式10)

推 薦 書

年 月 日

_____ 高等学校長 殿

中学校名 _____

校長氏名 _____

下記の者は、貴校の _____ 科（小学科（コース等）名）への入学が適当と認められるので、
推薦します。

記

年 月 日 卒業見込

氏 名 _____

年 月 日生

推 薦 理 由

1 志望の動機・理由

2 適性、興味、関心等

3 人物所見

〔注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用〕

(様式11)

推薦入学者選抜結果通知書

年 月 日

_____中学校長 殿

高等学校名 _____

校長氏名 _____

推薦入学者選抜の結果について、下記のとおり通知します。

記

推薦入学許可予定者

学科（コース等）名	受 検 番 号	氏 名

不 合 格 者

学科（コース等）名	受 検 番 号	氏 名

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

(様式12)

推薦入学許可予定通知書

年 月 日

_____中学校

受検番号_____

氏 名_____

高等学校名_____

校長氏名_____

あなたは、令和6年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜において、本校の_____科

(小学科(コース等)名)第1学年の入学許可予定者に決定しましたので通知します。

なお、合格発表は、令和6年3月13日(水)に行います。

[注：日本産業規格A4(210mm×297mm)縦型使用]

(様式13)

推薦入学者選抜結果報告書

年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

高等学校名 _____

校長氏名 _____

推薦入学者選抜の結果について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

小 学 科 (コース等) 名	出 願 者 数	面 接 者 数	選 抜 結 果	
			入 学 許 可 予 定 者 数	不 合 格 者 数
特記すべき事項				

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

(様式14)

入 学 確 約 書

年 月 日

_____ 高等学校長 殿

中学校名 _____

本人氏名^{ふりがな} _____

保護者氏名^{ふりがな} _____

このたび、推薦入学者選抜に当たり、貴校の _____ 科（小学科（コース等）名）第1
学年の入学許可予定者に決定した旨通知を受けました。

ついては、本人及び保護者連署のうえ、ここに確約いたします。

※ 本人及び保護者はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

(様式15)

帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書

_____ 高等学校長 殿

志願者氏名^{ふりがな} _____

保護者氏名^{ふりがな} _____

(身元引受人氏名^{ふりがな} _____)

下記の事項は事実と相違ありませんので、令和6年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜において、帰国生徒等の入学者選抜等の適用を申請します。

選 抜 の 区 分	ア 帰国生徒等特別入学者選抜 イ 学力検査における帰国生徒等の特例措置			
対 象 者 の 区 分	ア 中国引揚者等生徒 イ 海外勤務者帰国生徒 ウ 外国籍を有する者の子			
海外在留地名・国籍				
海 外 在 留 期 間	年間 (年 月 日 ~ 年 月 日)			
学 校 教 育 歴	学 校 名	所在地(国名・都市名)	在 学 学 年	在 籍 期 間
			学年～ 学年	年 月～ 年 月
			学年～ 学年	年 月～ 年 月
			学年～ 学年	年 月～ 年 月
そ の 他	(特に参考になることがあれば記入する。)			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
年 月 日				
中学校名 _____				
校長氏名 _____				

(注) 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。志願者、保護者及び身元引受人はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

※ 受検番号

傾斜配点教科申告書

年 月 日

_____ 高等学校長 殿

_____ 立 _____ 中学校

年 3 月 卒業見込
卒業

志願者氏名 _____
ふりがな

保護者氏名 _____
ふりがな

私は、貴校の入学者選抜学力検査を受検するに当たって、傾斜配点について、
下記のとおり申告します。

記

申告する教科

--	--

上記のとおり申告があったので提出します。

年 月 日

_____ 中学校長 氏名 _____

(注) 自己申告による傾斜配点を実施する学校においては、この様式にこだわらず当該学校の入学願書に欄を設けて申告させてもよい。志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

定時制課程特例措置適用申請書

年 月 日

_____ 高等学校長 殿

令和6年度の入学者選抜において、定時制課程の特例措置を適用されますよう申請します。

氏 名	
志 願 学 科	科
出 身 中 学 校	立 中 学 校
卒 業 年 月	年 月
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)

(注) 生年月日欄の () 内には、令和6年4月1日現在の年齢を記入すること。

[注：日産業規格A4 (210mm×297mm) 縦型使用]

年 月 日

鹿児島県立_____高等学校長 殿

入学願書（第二次入学者選抜用）

貴校 課程 科に入学を志願いたします。

志願者	氏名		年 月 日生
	現住所		
	出身中学校	年 月	中学校 卒業見込 卒業
保護者	氏名		
	現住所		

出願資格証明

第一次入学者選抜における受検校，学科及び受検番号			
受検高校・学科	高校	学科	受検番号
<p>上記受検校の記載事項に相違ないことと，第二次入学者選抜の出願資格を有していることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">中学校名 _____</p> <p style="text-align: right;">校長氏名 _____</p>			

(記入上の注意)

- 1 第一次入学者選抜における受検高校・学科の欄は，学力検査を課す一般入学者選抜を受検したものを記入し，推薦入学者選抜の受検高校・学科の記入はしない。
- 2 出願資格のア(イ)，(ウ)を適用する生徒については，その具体的内容を記載した意見書（任意の様式）を，出身中学校長はこの入学願書に添えて提出する。
- 3 志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

県外公立高等学校志願についての証明書

_____中学校

年3月

卒業見込
卒業

氏名_____

上記の者は、_____（都・道・府・県）内公立高等学校を志願しない者であることを証明する。

年 月 日

_____中学校長 氏名_____

上記のことを確認する。

年 月 日

_____（都・道・府・県）教育委員会教育長_____

〔注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用〕

(様式20)

自 己 申 告 書

年 月 日

_____ 高等学校長 殿

中 学 校 名 _____

志 願 者 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____

貴校への志願に当たり、下記のとおり申告します。

記

志願者記入欄

志願の動機・理由，長所や優れた活動，高校生活への抱負など

保護者記入欄

高等学校に理解してほしいことがら

(注) この申告書は，封筒の表に中学校等名，氏名を記入し，封をして提出すること。

〔注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用〕

受検番号	
------	--

第二次入学者選抜に係る申出書

_____ 高等学校長 殿
_____ 立 _____ 学校 _____ 年 3 月 (卒業見込 ・ 卒業)

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

私は、令和 6 年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜における所定の手続を行い、第二次入学者選抜で貴校を受検する予定でしたが、下記の理由により受検できないことを申し出ます。

記

[理由] ※ 該当する番号を○で囲む。3については理由を記入する。

1	新型コロナウイルス感染症に感染した。 病院の名称と診断した日： _____ 令和 6 年 月 日
2	インフルエンザ等に感染した。 病院の名称と診断した日： _____ 令和 6 年 月 日
3	その他 (_____)
上記のとおり申出があったので提出します。 令和 年 月 日 _____ 中学校長 氏名 _____	

(注) 志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

第二次入学者選抜に係る参考資料

_____ 高等学校長 殿

中学校名 _____

校長氏名 _____

受 検 番 号	
志 願 者 氏 名	

上記の者は、貴校 _____ 科（コース）を志願しています。調査書等に基づいて以下のことについて報告いたします。

1 受検校を志望する動機・理由

2 中学校3年間で頑張って取り組んだこと（部活動、校外活動、受賞歴等）

3 長所や優れている点

令和6年度 公立高等学校生徒募集定員

注：1) 「一定枠」欄は、全日制普通科(単位制を除く)への学区外からの志願者の入学許可数について、その人数の上限(募集定員の内数)と募集定員に対する割合を示したものである。
 2) *印の系は、一括して募集を行う。

鹿児島学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
鶴丸	普通	8	320	32(10%)
甲南	普通	8	320	32(10%)
鹿児島中央	普通	8	320	32(10%)
錦江湾	普通	4	160	16(10%)
	理数	2	80	
	計	6	240	
武岡台	普通	6	240	24(10%)
	情報科学	2	80	
	計	8	320	
開陽	普通	—	120	
	福祉	—	40	
	計	—	160	
明桜館	文理科学	3	120	
	商業	2	80	
	計	5	200	
松陽	普通	6	240	24(10%)
	音楽	1	40	
	美術	1	40	
	計	8	320	
鹿児島東	普通	2	80	
鹿児島工業	工業Ⅰ類	6	240	
	電子機械系	(2)	*	
	電気技術系	(2)		
	情報技術系	(1)		
	工業化学系	(1)		
	工業Ⅱ類	3	120	
	建築系	(1)	*	
	建設技術系	(1)		
	インテリア系	(1)		
	計	9	360	
鹿児島南	普通	4	160	16(10%)
	商業	2	80	
	情報処理	1	40	
	体育	1	40	
	計	8	320	

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
吹上	電気	1	40	
	電子機械	1	40	
	情報処理	1	40	
	計	3	120	
伊集院	普通	6	240	24(10%)
市来農芸	農業	1	40	
	畜産	1	40	
	環境園芸	1	40	
	計	3	120	
串木野	普通	2	80	
	計	88	3,520	200

(県立定時制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
開陽	普通	—	40
	オフィス情報	—	40
	計	—	80

(鹿児島市立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
鹿児島玉龍	普通	6	※240	12(5%)
鹿児島商業	ビジネスクリエイト	3	120	
	情報イノベーション	3	120	
	アスリートスポーツ	1	40	
	計	7	280	
鹿児島女子	商業	2	80	
	情報会計	2	80	
	生活科学	4	160	
	計	8	320	
	計	21	840	12

※ 鹿児島玉龍中から入学する生徒を含む。

鹿児島学区	学級数	募集定員	一定枠合計(人)
全日制課程	109	4,360	212
定時制課程	2	80	
合計	111	4,440	212

※ 開陽高校は単位制のため学級数を表示していないが、県立全日制課程の計及び学区の合計欄には開陽高校の募集定員相当分を含む学級数を表示している。

南薩学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
指 宿	普 通	3	120	
山 川	園芸工学・ 農業経済	1	40	
	生活情報	1	40	
	計	2	80	
穎 娃	普 通	1	40	
	機械電気	1	40	
	計	2	80	
枕 崎	総合学科	2	80	
鹿児島水産	海 洋	1	40	
	情報通信	1	40	
	食品工学	1	40	
	計	3	120	
加 世 田	普 通	3	120	
加世田常潤	食農フューズ	1	40	
	生活福祉	1	40	
	計	2	80	
川 辺	普 通	2	80	
薩南工業	機 械	1	40	
	建 築	1	40	
	情報技術	1	40	
	生活科学	1	40	
	計	4	160	
計		23	920	

(指宿市立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
指 宿 商 業	商業マネジメント	3	120
	会計マネジメント	1	40
	情報マネジメント	1	40
	計	5	200

南薩学区	学級数	募集定員	一定枠合計(人)
合計	28	1,120	

専攻科募集定員

学校名	学科名	学級数	募集定員
鹿児島水産	海洋技術	1	7
	機関技術	1	8
	情報通信	1	15
	計	3	30
専攻科	合計	3	30

北薩学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
川 内	普 通	7	280	28(10%)
川内商工	機 械	3	120	
	電 気	2	80	
	インテリア	1	40	
	商 業	2	80	
	計	8	320	
川薩清修館	ビジネス会計	1	40	
	総合学科	2	80	
	計	3	120	
薩摩中央	普 通	1	40	4(10%)
	生物生産	1	40	
	農業工学	1	40	
	福 祉	1	40	
	計	4	160	
鶴 翔	農業科学	1	40	
	食品技術	1	40	
	総合学科	2	80	
	計	4	160	
野田女子	食 物	1	40	
	生活文化	1	40	
	衛生看護	1	40	
	計	3	120	
出 水	普 通	3	120	
出水工業	機械電気	2	80	
	建 築	1	40	
	計	3	120	
計		35	1,400	32

(出水市立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
出水商業	商 業	2	80
	情報処理	2	80
	計	4	160

北薩学区	学級数	募集定員	一定枠合計(人)
合計	39	1,560	32

始良・伊佐学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
大口	普通	2	80	
伊佐農林	農林技術	1	40	
	生活情報	1	40	
	計	2	80	
霧島	機械	1	40	
	総合学科	1	40	
	計	2	80	
蒲生	普通	2	80	
	情報処理	1	40	
	計	3	120	
加治木	普通	8	320	32(10%)
加治木工業	機械	2	80	
	電気	1	40	
	電子	1	40	
	工業化学	1	40	
	建築	1	40	
	土木	1	40	
	計	7	280	
隼人工業	インテリア	1	40	
	電子機械	2	80	
	情報技術	1	40	
	計	4	160	
国分	普通	7	280	28(10%)
	理数	1	40	
	計	8	320	
福山	普通	1	40	
	商業	1	40	
	計	2	80	
計		38	1,520	60

(霧島市立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
国分中央	園芸工学	1	40
	生活文化	2	80
	ビジネス情報	3	120
	スポーツ健康	1	40
	計	7	280

始良・伊佐学区	学級数	募集定員	一定枠合計(人)
合計	45	1,800	60

大隅学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
曾 於	文 理	1	40	
	普 通	1	40	4(10%)
	畜産食農	1	40	
	機械電子	1	40	
	商 業	1	40	
	計	5	200	
志 布 志	普 通	3	120	
串良商業	情報処理	2	80	
	総合ビジネス	1	40	
	計	3	120	
楠 隼	普 通	3	※90	
鹿 屋	普 通	6	240	24(10%)
鹿屋農業	農 業	1	40	
	園 芸	1	40	
	畜 産	1	40	
	農業機械	1	40	
	農林環境	1	40	
	食と生活	1	40	
	計	6	240	
鹿屋工業	機 械	2	80	
	電 気	1	40	
	電 子	1	40	
	建 築	1	40	
	土 木	1	40	
	計	6	240	
垂 水	普 通	1	40	
	生活デザイン	1	40	
	計	2	80	
南 大 隅	商 業	2	80	
計		36	1,410	28

※ 楠集中から入学する生徒を含む。

(鹿屋市立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員	一定枠 人数(%)
鹿屋女子	普 通	1	40	4(10%)
	情報ビジネス	2	80	
	生活科学	2	80	
	計	5	200	4

大隅学区		学級数	募集定員	一定枠合計(人)
合計		41	1,610	32

熊毛学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
種子島	普通	2	80
	生物生産	1	40
	電気	1	40
	計	4	160
種子島中央	普通	1	40
	リハビリ	1	40
	情報処理	1	40
	計	3	120
屋久島	普通	2	80
	情報ビジネス	1	40
	計	3	120
計		10	400

大島学区

(県立全日制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
大島	普通	6	240
奄美	機械電気	2	80
	商業	1	40
	情報処理	1	40
	家政	1	40
	衛生看護	1	40
	計	6	240
	大島北	普通	1
情報処理		1	40
計		2	80
古仁屋	普通	2	80
喜界	普通	1	40
	商業	1	40
	計	2	80
徳之島	普通	2	80
	総合学科	1	40
	計	3	120
沖永良部	普通	2	80
	商業	1	40
	計	3	120
与論	普通	2	80
計		26	1,040

(県立定時制課程)

学校名	学科名	学級数	募集定員
奄美	商業	1	40

大島学区		学級数	募集定員
全日制課程		26	1,040
定時制課程		1	40
合計		27	1,080

令和6年度公立高等学校生徒募集定員集計表

	課程別	学級数	募集定員	一定枠
県立	全日制	256	10,210	320
	定時制	3	120	—
市立	全日制	42	1,680	16
公立計	全日制	298	11,890	336
	定時制	3	120	—
	計	301	12,010	336

- ・ 学級数は開陽高校(単位制)の募集定員相当分を含む。
- ・ 専攻科募集定員は含まない。

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程（楠隼高等学校及び学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程（次項において「単位制による全日制の課程」という。）を除く。以下同じ。）のうち普通科の学区は、別表のとおりとする。

2 楠隼高等学校、全日制の課程のうち普通科を除く学科並びに単位制による全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程については、学区を設けないものとする。

（全日制普通科への入学）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ入学（転入学及び編入学を含む。以下次項及び第3項第1号中同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校に志願しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校へ入学しようとする者又は次項第2号に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する高等学校の全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする場合は、当該各号に該当する高等学校に志願することができる。

(1) 当該年度の全日制の課程の募集定員が120人を超えない高等学校(次号に規定する高等学校を除く。)

(2) 熊毛学区及び大島学区内の高等学校

3 第1項の規定にかかわらず、全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者（前項に規定する者を除く。）で次の各号の一つに該当するものは、当該各号に定める学区内の高等学校に志願しなければならない。

(1) やむを得ない理由がある場合で、所属学区外の高等学校へ入学しようとする者 鹿児島県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の許可を受けた学区

(2) 現に在学している中学校、これに準ずる学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は卒業した中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる者 県教育委員会の指定を受けた学区

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次条の規定により全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者は、所属学区又は前項の規定により許可若しくは指定を受けた学区(以下「所属学区等」という。)以外の学区の高等学校に志願することができる。

（一定枠による全日制普通科への入学）

第3条の2 全日制の課程のうち普通科を置く高等学校(前条第2項第1号又は第2号の規定に該当する高等学校を除く。)の校長(以下「校長」という。)は、当該高等学校の募集定員の100分の5から100分の10までの範囲内で所属学区等が当該高等学校の属する学区以外の学区(以下「学区外」という。)である志願者について入学を許可できる数(以下「一定枠」という。)をあらかじめ定め、県教育委員会に報告するものとする。

2 校長は、一定枠を限度として学区外からの入学を許可することができる。ただし、前条第1項及び第3項の規定による受検者数が、当該高等学校の募集定員から一定枠を減じた数に満たない場合は、募集定員から当該受検者数を減じた数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

（所属学区外への志願及び学区の指定）

第4条 第3条第3項第1号又は第2号の規定により、県教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 学区外高等学校入学志願許可申請書(別記第1号様式)1部又は高等学校入学志願学区指定申請書(別記第2号様式)1部

(2) 保護者の住民票の写し1部

(3) 前2号に定めるもののほか、県教育委員会が必要と認める書類

（教育長への委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平成31年3月19日公布)

別表（第2条関係）

県立高等学校全日制普通科の通学区域

学区名	所属学校名	通学区域
鹿児島学区	鶴丸，甲南，鹿児島中央， 錦江湾，武岡台，松陽， <u>鹿児島東</u> ，鹿児島南， 伊集院， <u>串木野</u>	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，南さつま市（金峰学園）
南薩学区	<u>指宿</u> ， <u>穎娃</u> ， <u>加世田</u> ， <u>川辺</u>	指宿市，南九州市，枕崎市，南さつま市，鹿児島市（喜入中），日置市（吹上中）
北薩学区	川内，薩摩中央， <u>出水</u>	薩摩川内市（里中，上甕中，海陽中，海星中及び鹿島中を除く中学校），さつま町，出水市，阿久根市，長島町（獅子島中を除く中学校）
始良・伊佐学区	<u>大口</u> ， <u>蒲生</u> ，加治木，国分， <u>福山</u>	伊佐市，霧島市，始良市，湧水町，鹿児島市（吉田北中及び吉田南中），薩摩川内市（祁答院中），鹿屋市（輝北中）
大隅学区	曾於， <u>志布志</u> ，鹿屋， <u>垂水</u>	曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛学区	<u>種子島</u> ， <u>種子島中央</u> ， <u>屋久島</u>	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町（金岳中を除く中学校）
大島学区	<u>大島</u> ， <u>大島北</u> ， <u>古仁屋</u> ， <u>喜界</u> ， <u>徳之島</u> ， <u>沖永良部</u> ， <u>与論</u>	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町（与路中及び池地中を除く中学校），龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
全県学区	すべての高等学校	三島村，十島村，薩摩川内市（里中，上甕中，海陽中，海星中及び鹿島中），長島町（獅子島中），屋久島町（金岳中），瀬戸内町（与路中及び池地中）
通学区域の欄中（ ）書きは，当該学校の通学区域に限るものとする。 開陽高等学校（全日制）及び楠隼高等学校は，学区を設けないものとする。		

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第7号）

- 4 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規程にかかわらず，平成17年3月31日現在大隅町立恒吉中学校区であった区域に係る学区及び平成22年3月31日現在垂水市立牛根中学校区であった区域に係る学区については，なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日）教育委員委員会規則第4号）

- 2 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規程にかかわらず，平成31年3月31日現在

さつま町立薩摩中学校区であった区域に係る学区については，なお従前の例による。

※ 表中下線を付した学校（募集定員が120人以下の高等学校，熊毛学区及び大島学区の高等学校）は「一定枠」がなく，学区外からの受検が可能である。

鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 普通科の学区は、別表のとおりとする。

2 普通科を除く学科の学区は、鹿児島県全域とする。

（普通科への入学）

第3条 普通科の高等学校への入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が普通科の学区内に住所を有する者

(2) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、教育委員会がやむを得ない理由があると認めて許可したもの（次号に掲げる者を除く。）

(3) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、現に在学している中学校又は卒業した中学校の所在地が普通科の学区内にある場合において、教育委員会から普通科の学区の指定を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当しない者は、次条の規定により普通科の高等学校への入学を志願することができる。

（一定枠による普通科への入学）

第3条の2 普通科を置く高等学校の校長（以下「校長」という。）は、当該高等学校の募集定員の100分の5から100分の10までの範囲内で学区外である志願者について入学を許可できる数（以下「一定枠」という。）をあらかじめ定め、教育委員会に報告するものとする。

2 校長は、一定枠を限度として学区外からの入学を許可することができる。ただし、前条第1項の規定により入学を志願した者のうち、入学者選抜のための学力検査を受検した者の数が、当該高等学校の募集定員から一定枠を減じた数に満たない場合は、募集定員から当該受検者数を減じた数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定に基づき中等教育学校に準じた中高一貫教育を行う併設型高等学校に係る前項の規定の適用については、同項ただし書中「一定枠」とあるのは「一定枠及び併設型中学校からの入学者数の合計数」と、「当該受検者数」とあるのは「当該受検者数及び併設型中学校からの入学者数の合計数」とする。

（学区外からの志願）

第4条 第3条第1項第2号又は第3号の規定により、教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 学区外高等学校入学志願許可申請書（様式第1）又は高等学校入学志願学区指定申請書（様式第2）
1部

(2) 保護者の住民票の写し 1部

(3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第2条関係）

鹿児島市立高等学校全日制普通科の通学区域

	所属学校名	通学区域
普通科の 学区	鹿児島玉龍高等学校	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，南さつま市（金峰学園校区に限る。）三島村，十島村，薩摩川内市（里中学校区，上甕中学校区，海陽中学校区，海星中学校区及び鹿島中学校区に限る。），長島町（獅子島中学校区に限る。），屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）の中中学校区

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿屋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の普通科（以下「普通科」という。）の学区は、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、大崎町、三島村、十島村、薩摩川内市（里中学校区、上甕中学校区、海陽中学校区、海星中学校区及び鹿島中学校区に限る。）、長島町（獅子島中学校区に限る。）、屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）とする。

2 普通科を除く高等学校の学科の学区は、鹿児島県全域とする。

（普通科への入学）

第3条 普通科へ入学（転入学及び編入学を含む。）を志願できる者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地が普通科の学区内にある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、普通科へ志願することができる。

(1) やむを得ない理由があると鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認め、志願の許可を受けた者

(2) 前号に掲げるもののほか、その保護者の住所が普通科の学区外にある者で、現に在学している中学校又は卒業した中学校の所在地が学区内にある場合において、教育委員会の指定を受けたもの

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定にかかわらず、その保護者の住所が普通科の学区外にある者も、普通科へ志願することができる。この場合における入学許可数は、普通科の募集定員の100分の10を超えないものとする。ただし、学区内からの受検者数が普通科の募集定員の100分の90に満たない場合の入学許可数は、普通科の募集定員から学区内の受検者数を減じた数を限度とする。

（学区外からの志願）

第4条 前条第2項第1号又は第2号の規定により、教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 学区外高等学校入学志願許可申請書（別記第1号様式）又は高等学校入学志願学区指定申請書（別記第2号様式） 1部

(2) 保護者の住民票の写し 1部

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

指宿市立指宿商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、指宿市立指宿商業高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 指宿市立指宿商業高等学校の通学区域は、県全域とする。

（教育長への委任）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

出水市立出水商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、出水市立出水商業高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の学区は、原則として鹿児島県全域とする。

（県外からの志願）

第3条 県外から高等学校を志願する者は、県外公立高等学校志願についての証明書（別記様式）を提出するものとする。

（その他）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

霧島市立国分中央高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、霧島市立国分中央高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の学区は、鹿児島県全域とする。

（県外からの志願）

第3条 県外から高等学校を志願する者は、県外公立高等学校志願についての証明書（別記様式）を提出するものとする。

（教育長への委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

令和6年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施校

全 日 制 (県 立)

番号	学 校 名	募 集 学 科	所 在 地	電 話 番 号
1	鶴 丸	普通	890-8502 鹿児島市薬師2-1-1	099-251-7387
2	甲 南	普通	890-0052 鹿児島市上之園町23-1	099-254-0175
3	鹿児島中央	普通	892-0846 鹿児島市加治屋町10-1	099-226-1574
4	錦 江 湾	普通, 理数	891-0133 鹿児島市平川町4047	099-261-2121
5	武 岡 台	普通, 情報科学	890-0022 鹿児島市小野町3175	099-281-5233
6	開 陽	普通, 福祉	891-0198 鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
7	明 桜 館	文理科学, 商業	891-1105 鹿児島市郡山町100	099-298-4124
8	松 陽	普通, 音楽, 美術	899-2702 鹿児島市福山町573	099-278-3986
9	鹿児島東	普通	892-0861 鹿児島市東坂元3-28-1	099-247-2000
10	鹿児島工業	工業Ⅰ類, 工業Ⅱ類	890-0014 鹿児島市草牟田2-57-1	099-222-9205
11	鹿児島南	普通, 商業, 情報処理, 体育	891-0141 鹿児島市谷山中央8-4-1	099-268-2255
12	指 宿	普通	891-0402 指宿市十町236	0993-22-3535
13	山 川	園芸工学・農業経済, 生活情報	891-0516 指宿市山川成川3423	0993-34-0141
14	穎 娃	普通, 機械電気	891-0702 南九州市穎娃町牧之内2000	0993-36-1141
15	枕 崎	総合学科	898-0052 枕崎市岩崎町3	0993-72-0217
16	鹿児島水産	海洋, 情報通信, 食品工学	898-0083 枕崎市板敷南町650	0993-76-2111
17	加 世 田	普通	897-0003 南さつま市加世田川畑3200	0993-53-2049
18	加世田常潤	食農プロデュース, 生活福祉	897-0002 南さつま市加世田武田14863	0993-53-3600
19	川 辺	普通	897-0221 南九州市川辺町田部田4150	0993-56-1151
20	薩南工業	機械, 建築, 情報技術, 生活科学	897-0302 南九州市知覧町郡5232	0993-83-2214
21	吹 上	電気, 電子機械, 情報処理	899-3305 日置市吹上町今田1003	099-296-2411
22	伊 集 院	普通	899-2504 日置市伊集院町郡1984	099-273-2195
23	市来農芸	農業, 畜産, 環境園芸	899-2101 いちき串木野市湊町160	0996-36-2341
24	串 木 野	普通	896-0024 いちき串木野市美住町65	0996-32-2064
25	川 内	普通	895-0061 薩摩川内市御陵下町6-3	0996-23-7274
26	川内商工	機械, 電気, インテリア, 商業	895-0012 薩摩川内市平佐町1835	0996-25-2554
27	川薩清修館	ビジネス会計, 総合学科	895-1401 薩摩川内市入来町副田5961	0996-44-5020
28	薩摩中央	普通, 生物生産, 農業工学, 福祉	895-1811 薩摩郡さつま町虎居1900	0996-53-1207
29	鶴 翔	農業科学, 食品技術, 総合学科	899-1611 阿久根市赤瀬川1800	0996-72-7310
30	野田女子	食物, 生活文化, 衛生看護	899-0502 出水市野田町下名5454	0996-84-2074
31	出 水	普通	899-0213 出水市西出水町1700	0996-62-0281
32	出水工業	機械電気, 建築	899-0214 出水市五万石町358	0996-62-0010
33	大 口	普通	895-2511 伊佐市大口里2670	0995-22-1441
34	伊佐農林	農林技術, 生活情報	895-2506 伊佐市大口原田574	0995-22-1445
35	霧 島	機械, 総合学科	899-6507 霧島市牧園町宿窪田330-5	0995-76-0039
36	蒲 生	普通, 情報処理	899-5304 始良市蒲生町下久徳848-2	0995-52-1155
37	加 治 木	普通	899-5214 始良市加治木町飯屋町211	0995-63-2052
38	加治木工業	機械, 電気, 電子, 工業化学, 建築, 土木	899-5211 始良市加治木町新富町131	0995-62-3166
39	隼 人 工 業	インテリア, 電子機械, 情報技術	899-5106 霧島市隼人町内山田1-6-20	0995-42-0023
40	国 分	普通, 理数	899-4332 霧島市国分中央2-8-1	0995-46-0001
41	福 山	普通, 商業	899-4501 霧島市福山町福山5399-1	0995-56-2734
42	曾 於	文理, 普通, 畜産食農, 機械電子, 商業	899-8605 曾於市末吉町二之方6080	0986-76-6646
43	志 布 志	普通	899-7104 志布志市志布志町安楽178	099-472-0200
44	串良商業	情報処理, 総合ビジネス	893-1603 鹿屋市串良町岡崎2496-1	0994-63-2533
45	楠 隼	普通	893-1206 肝属郡肝付町前田5025	0994-65-1192
46	鹿 屋	普通	893-0016 鹿屋市白崎町13-1	0994-42-4145

番号	学校名	募集学科	所在地	電話番号
47	鹿屋農業	農業, 園芸, 畜産, 農業機械, 農林環境, 食と生活	893-0014 鹿屋市寿2-17-5	0994-42-5191
48	鹿屋工業	機械, 電気, 電子, 建築, 土木	893-0032 鹿屋市川西町4490	0994-42-2165
49	垂水	普通, 生活デザイン	891-2106 垂水市中央町14	0994-32-0062
50	南大隅	商業	893-2501 肝属郡南大隅町根占川北413	0994-24-3155
51	種子島	普通, 生物生産, 電気	891-3196 西之表市西之表9607-1	0997-22-1270
52	種子島中央	普通, ミライデザイン, 情報処理	891-3604 熊毛郡中種子町野間4258-1	0997-24-2401
53	屋久島	普通, 情報ビジネス	891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦2479-1	0997-42-0013
54	大島	普通	894-8588 奄美市名瀬安勝町7-1	0997-52-4451
55	奄美	機械電気, 商業, 情報処理, 家政, 衛生看護	894-8567 奄美市名瀬古田町1-1	0997-52-6121
56	大島北	普通, 情報処理	894-0512 奄美市笠利町中金久356	0997-63-0005
57	古仁屋	普通	894-1508 大島郡瀬戸内町古仁屋399-1	0997-72-0034
58	喜界	普通, 商業	891-6201 大島郡喜界町赤連2536	0997-65-0024
59	徳之島	普通, 総合学科	891-7101 大島郡徳之島町亀津784	0997-82-1850
60	沖永良部	普通, 商業	891-9293 大島郡知名町余多241	0997-93-2014
61	与論	普通	891-9301 大島郡与論町茶花1234-1	0997-97-2064
計 61校				

全 日 制 (市 立)

番号	学校名	募集学科	所在地	電話番号
1	鹿児島玉龍	普通	892-0806 鹿児島市池之上町20-57	099-247-7161
2	鹿児島商業	ビジネスクリエイト, 情報インバーション, アスリートスポーツ	892-0863 鹿児島市西坂元町58-1	099-247-7171
3	鹿児島女子	商業, 情報会計, 生活科学	890-0012 鹿児島市玉里町27-1	099-223-8341
4	指宿商業	商業マネジメント, 会計マネジメント, 情報マネジメント	891-0315 指宿市岩本2747	0993-25-2204
5	出水商業	商業, 情報処理	899-0131 出水市明神町200	0996-67-1069
6	国分中央	園芸工学, 生活文化, ビジネス情報, スポーツ健康	899-4332 霧島市国分中央1-10-1	0995-46-1535
7	鹿屋女子	普通, 情報ビジネス, 生活科学	893-0064 鹿屋市西原1-24-35	0994-43-2584
計 7校				

定 時 制 (県 立)

番号	学校名	募集学科	所在地	電話番号
1	開陽	普通, オフィス情報	891-0198 鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
2	奄美	商業	894-8567 奄美市名瀬古田町1-1	0997-52-0353
計 2校				

通 信 制 (県 立)

番号	学校名	募集学科	所在地	電話番号
1	開陽	普通, 衛生看護	891-0198 鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
計 1校				

入学者選抜に関する報告（通知）要領

〔第一次入学者選抜〕

報告責任者	報告先	報告事項	報告様式	報告期限	本文ページ
中学校長 (出願関係) (出願変更関係)	高等学校長	入学願書	高等学校作成	(出願関係)	1
		一般入学者選抜出願者総括表	様式2-1		2
		調査書	様式4-1又は4-2	(出願変更関係)	3
		自己申告書	様式20		4
	教育事務所長等	入学志願変更願	様式3	2月21日(水)正午まで	
	教育事務所長等	一般入学者選抜出願者総括表	様式2-1		
中学校長 (推薦関係)	高等学校長	推薦入学願書	高等学校作成	1月25日(木)正午まで	13 14
		推薦入学者選拔出願者総括表	様式2-2		
		推薦書	様式10		
		調査書	様式4-1		
	自己申告書	様式20			
教育事務所長等	推薦入学者選拔出願者総括表	様式2-2			
中学校長 (帰国生徒等関係)	高等学校長	帰国生徒等入学願書	高等学校作成	1月25日(木)正午まで	16
		帰国生徒等特別入学者選拔出願者総括表	様式2-2		
		帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書	様式15		
	調査書	様式4-1又は4-2			
教育事務所長等	帰国生徒等特別入学者選拔出願者総括表	様式2-2			
高等学校長	高校教育課長	健康診断実施申請書	様式9	12月1日(金)まで	8
	高校教育課長	推薦入学者選拔出願者数	別途指定する方法	1月25日(木)午後1時まで	14
		帰国生徒等特別入学者選拔出願者数			16
		連携型中高一貫入学者選拔出願者数			31
	高校教育課長	学力検査出願者数 〔推薦入学者選抜 帰国生徒等特別入学者選抜 連携型中高一貫教育校入学者 選抜に係る人数は含まない。〕	別途指定する方法	2月13日(火)午後1時まで	2
高校教育課長	学力検査最終出願者数 〔推薦入学者選抜 帰国生徒等特別入学者選抜 連携型中高一貫教育校入学者 選抜に係る人数は含まない。〕	別途指定する方法	2月21日(水)午後1時まで	5	

〔第二次入学者選抜〕

報告責任者	報告先	報告事項	報告様式	報告期限	本文ページ
中学校長	高等学校長	入学願書	高等学校作成	3月19日(火)正午まで	20
		第二次入学者選抜出願者総括表	様式2-3		
		調査書	様式4-1又は4-2		
		自己申告書	様式20		
	教育事務所長等	第二次入学者選抜出願者総括表	様式2-3		

高等学校長	中学校長	第二次入学者選抜出願者総括表	様式2-4	3月21日(木)まで	20
	高校教育課長	出願者数	別途指定する方法	3月19日(火)午後1時まで	

(備考)

- 1 報告期限を厳守すること。
- 2 報告後、報告内容に変更を生じた際は、直ちに電話連絡すること。
- 3 県教育庁高校教育課の電話番号 直 通 099-286-5291 (高校教育係)
(FAX) 099-286-5678